

鳥取県医師会報

CONTENTS

平成20年 7 月

巻頭言

広報を考える 常任理事 神鳥 高世 1

総 会

平成20年度鳥取県医師会定例総会 3

理 事 会

第2回常任理事会・第3回理事会 6

医 学 会

平成20年度鳥取県医師会春季医学会 15

諸会議報告

平成20年度都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会 16

都道府県医師会保険担当理事連絡協議会 22

県よりの通知

24

日医よりの通知

26

お知らせ

「禁煙指導医・講演医」養成のための講習会開催について 32

日本医師会認定産業医新規申請手続きについて 33

鳥取県医師会産業医基礎前期研修会（7単位）開催のご案内 34

産業医学振興財団 産業医学専門講習会のご案内 35

平成20年度 医療関係機関等を対象にした「特別管理産業廃棄物管理責任者」
資格取得講習会開催・募集案内 36

第21回（平成20年度）健康スポーツ医学講習会開催について 38

日本医師会初級パソコンセミナー開催のお知らせ 39

平成20年度中国地区学校医大会 40

鳥取県民間被害者支援団体寄付金（賛助会費）報告

41

健 対 協

鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内 42

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（6月分） 44

感染症だより

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）	45
--------------------	----

歌壇・俳壇・柳壇

夏帽子	米子市 芦立 巖	46
ビール酌む	米子市 中村 克己	46
スーパー白兔	倉吉市 石飛 誠一	47
健康川柳（5）	鳥取市 塩 宏	47
水無月	鳥取市 中塚嘉津江	48

会員の声

老爺心から—鳥取県医師会報—	南部町 細田 庸夫	49
----------------	-----------	----

フリーエッセイ

子供が見た先天異常の友達	鳥取市 田中 敬子	50
そして誰もいなくなる	鳥取市 上田 武郎	51

東から西から—地区医師会報告

東部医師会	広報委員 大津 千晴	53
中部医師会	広報委員 石津 吉彦	54
西部医師会	広報委員 阿部 博章	55
鳥取大学医学部医師会	広報委員 豊島 良太	56

県医・会議メモ

57

会員消息

58

保険医療機関の登録指定、異動

58

編集後記

編集委員 山家 武 59

挿し絵提供／田中香寿子先生 芦立 巖先生



広報を考える

鳥取県医師会 常任理事 神鳥高世

私が県医師会の広報担当を仰せつかってから、早いものでもう2年3ヶ月が過ぎました。

この間の反省も含めて、私なりに考える広報のあり方について述べてみようと思います。県医師会での広報は、①対内広報と②対外広報に大別されます。

①対内広報の基本は県医師会報と会員向け県医師会のホームページです。会報については表紙の刷新と内容の見直しを行いました。表紙の体裁のあり方はこれで良いのか、もっと活字を読みやすくすべきではないかなどの新たな課題もあります。内容についてもこちらからの一方的な発信（それでも、主たる事業としての理事会報告や日本医師会各種委員会への出席報告、中国・四国医師会の諸会議の報告などは欠かせず、結果としてそれらが多くのスペースを占めることになるのですが）ではなく、会員の皆さんは今何を考えているのか、医師会への提言はあるのかなどを知らせていただく意味でも『会員の声』、『フリーエッセイ』などへもっと多くの会員の方から投稿していただきたいものだと思います。勿論、読者のニーズの把握をアンケートなどで定期的に行いそれを生かしていくのは当然のことだと考えます。また、話題づくりの一環として年間1～2回は特集記事を組もうと考えています。なるべく会員の皆様が興味のある話題で、タイムリーなものを提供したいと思いますが、担当が一人でやるには限りがありますので、チームを編成して取り組もうと考えています。この県医師会報は会社の社内報のような趣があり、日本医師会の方針の伝達、県医師会執行部と会員との情報の共有、共通の話題づくりなどを通じてのお互いの信頼関係作りに欠かせないものですが、勤務医の先生方の参加が少ないようですので、会報上その具体的な対策（例えば、勤務医のページ、研修医だより、女性医師のコーナーなど）についても考えているところです。次に、県医師会のホームページはトップページをリニューアルし、より分かりやすくなったと思います。データ化された県医師会報や電子名簿など様々な情報を提供していますが、他に情報の共有や親睦などを目的に、総合、学校医、ORCAなど6つのメーリングリストの運営をしておりますので積極的にご活用いただければと思います。

②対外広報については、月に1回開催される『鳥取県医師会公開健康講座』、年に1

回開催される新日本海新聞社と共催の『健康フォーラム』、月に2～3回新日本海新聞に掲載される健康なんでも相談室『鳥取県医師会Q&A』、毎月第1～4木曜日に実施している『健康医療相談』、一般向け県医師会ホームページが主たるものです。一般的には、広報の役割は報せる、対応する、聴くの3つであるとされています。つまり、広報とは外部に向かって情報を発信し、外部からの問い合わせに対応し、メディアを通じて広く聴くことがその役割のようです。それを考えますと、当県医師会の対外広報は一般的なものではなく、職能専門団体の特徴をフルに生かした対外広報と言えなくはありません。現在、国民とりわけ高齢者の間では長寿医療制度についての混乱があり、新しく成立した法律であるのに既に修正を余儀なくされる状態にあります。この件一つとっても早くからこの法律を知る立場にあった日本医師会や我々県や地区の医師会が、いち早く県民や地区住民に対し情報を発信すべきではなかったかとも思います（勿論、国や県がもっと早くからきめの細かい情報発信をしていけばすんだことですが）。そんな意味でも、対外広報の重要性を認識している次第です。例えば、この長寿医療制度のような内容を一般県民向けに噛み砕いて説明した情報を伝達するのに、江戸時代に出された一枚刷りで読みやすい『瓦版』のようなものが出来ないかと考えています。しかし、記事は作れてもどこに置くのか、部数は、費用はなど様々な問題点があります。博報堂が2006年に東京・大阪で実施した『疾病や医療に関する情報源として利用する媒体』調査では、新聞やテレビなどマスコミによるものが群を抜いて多いという結果でした。それを考えますと、本来の対外広報であるマスコミとの定期的な情報交換やプレスリリースによる情報発信については、これがやはり対外広報のキーポイントであり、できるだけ速やかに始めようと考えています。県医師会が今後、5年間の内に公益社団法人への移行を目指すのであればなおのこと、その事業内容を含めた公益的な活動を県民に見える形で積極的に広報していく必要があると思います。

平成20年度鳥取県医師会定例総会

- 日 時 平成20年 7 月 5 日（土） 午後 5 時～午後 6 時40分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 67名

本年度定例総会は、宮崎常任理事の司会により、岡本会長の挨拶の後、米寿祝・喜寿祝の贈呈と鳥取県医師会長表彰、第17回鳥取医学賞の贈呈が行われた。

続いて、議事録署名人に安陪隆明先生（東部医師会）、飛田義信先生（西部医師会）を選出した。

次に、野島副会長より、平成19年度の鳥取県医師会庶務及び事業の概況に関する事項の報告があり、この間本年度総会までに物故された先生方に対し、出席者全員が起立して黙祷を捧げた。

会務報告承認後、明穂理事より、平成19年度の鳥取県医師会会計の概況及び代議員会において議決した主要事項についての報告があり、了承された。

以上で総会議事を終了し、引き続き鳥取医学賞受賞者の鳥取医療生協鹿野温泉病院診療部長 山本雅司先生の講演、日本医師会副会長 竹嶋康弘先生の特別講演を行った。

〈岡本会長挨拶〉

本日は、ご多忙中のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、本会定款第36条の規定により、平成20年度鳥取県医師会定例総会を開会致します。

さて、本日の日程は、お手元に差し上げておりますプログラムのとおりでございます。今年度の特別講演には、『平成20年度診療報酬改定の経緯と今後の課題』と題して、日本医師会副会長 竹

嶋康弘先生をお迎えしております。ご静聴をお願い致します。

せっかくの機会ですので、最近の話題について2～3点申し上げておきます。

この4月から特定健診・特定保健指導が開始されましたが、鳥取県においては6月から実施されている市町村があります。鳥取市や米子市は、もう少し先で鳥取市は7月10日くらいからだと思えます。初年度のために十分なことが出来ていませんので、いろいろと戸惑うところがあると思えますが、鳥取県医師会と致しましては、出来るだけのサポートをしていきたいと思っています。歩きながら走りながら、少しずつ微調整しながら良いものを作っていこうと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それから、先程の代議員会で話題になりました、ドック及び健診実施日における再診料の取扱いですが、富長副会長ともお話ししました。算定するのはなかなか難しいかもしれないと思えますが、私はこの会で是非、東・中・西部の先生方には再診料を算定していただきたいと思えます。これは明確にいけないとは言われていないものですから、少しやってみてはどうかと思えます。私は算定しようと思えますので、皆様よろしくお願い致します。

あと、日医は4月の診療報酬改定に伴う緊急レセプト調査の結果を5月28日に発表しました。前年4月との比較で、総点数は、診療所で3.04%の

減、病院で1.65%の増、トータルで0.52%減と大変厳しいものでありました。これもある程度、折込済みだったわけですが、思ったより低くなったというのが現実の問題だと思えます。これに対していくら文句を言ったところで仕様がございません。といいますのは、主旨が病院の勤務医の先生方の過重労働に対して何とか報いてあげたいということも今回の診療報酬改定には含まれておりましたので、怒りも半分にながら淡々とやっています。

しかし、政府は、社会保障の自然増2,200億円

を圧縮していくという方針です。これに対して鳥取県医師会も全国の医師会と一緒に足並みを揃えて、「国民のための医療推進協議会とっとり」を中心に、政府に対してアピールしていきたいと思っております。7月31日に県民集会を鳥取県医師会館において開催し、社会保障費の機械的抑制の撤回という明確な方針転換を図るように強く要望していきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

以上、開会の挨拶とさせていただきます。

報 告

- 平成19年度鳥取県医師会庶務及び事業の概況に関する事項
- 平成19年度鳥取県医師会会計の概況に関する事項
- 代議員会において議決した主要な議決に関する事項

鳥取医学賞講演

『加速度脈波加齢指数と耐糖能およびインスリン分泌との関連について』

鳥取医療生協鹿野温泉病院診療部長

山本雅司 先生

特 別 講 演

『平成20年度診療報酬改定の経緯と今後の課題』



日本医師会副会長 竹嶋康弘 先生

糖尿病患者における加速度脈波加齢指数の意義について考察

—平成20年度鳥取医学賞は山本雅司先生に—

鳥取医学雑誌編集委員長 富 長 将 人

今年度の鳥取医学賞は鹿野温泉病院の山本雅司先生に決定し、7月5日の鳥取県医師会総会において表彰式ならびに受賞講演が行われました。

平成19年発刊の鳥取医学雑誌（35巻）に掲載された論文（総説を除く）を対象として編集委員全員に優秀な論文を推選して頂き、これを点数化し

て、高点数の論文の中から鳥取医学賞受賞論文を理事会において最終決定致しましたが、今回は山本先生の論文が選ばれました。

受賞論文は「加速度脈波加齢指数と糖尿病との関連についての検討」で、動脈硬化の指標である加速度脈波加齢指数が、軽い耐糖能障害でインスリン過剰分泌の時期に高値を示し、その後、耐糖能低下が進展すると共にこの数値が低下していく、ということを見出したものです。この現象の意義付けは難しく、今後の課題と言えますが、一

見逆説的な結果は、糖尿病の血管障害を考える上で興味深いものと言えるでしょう。

山本先生のプロフィールを紹介いたします。先生は、平成2年鳥取大学医学部医学科をご卒業になり、立川相互病院、慈恵会医科大学リハビリテーション科を経て、平成10年4月鳥取生協病院内科、同年9月鹿野温泉病院内科に勤務され、現在に至っております。今後この研究を更に進めて頂き、新しい知見を見出されますよう期待しております。

平成20年度定例総会被表彰者名簿

〔敬称略〕

1. 米寿祝贈呈（2名）

笠木 慶治（米子市） 田中 禾一（米子市）

2. 喜寿祝贈呈（11名）

西尾 徹也（倉吉市・谷口病院）	神波 澄幸（倉吉市・介護老健施設のじま）
安田 收一（米子市）	上山 奎自（鳥取市）
太田原 美子（鳥取市）	竹田 明（米子市）
山崎 郁雄（倉吉市・清水病院）	清水 治（八頭町）
野口 和男（鳥取市）	錦 織 劭（米子市）
吉川 暢一（米子市・介護老健施設なんぶ幸朋苑）	

3. 会員として満50年以上医業従事者（1名）

長谷川 柳三（米子市）

4. 永年役員（1名）

岸田 剛一（鳥取市）

5. 第17回鳥取医学賞（1名）

山本 雅司（鳥取市鹿野町・鳥取医療生協鹿野温泉病院）

第 2 回 常 任 理 事 会

■ 日 時	平成20年 6 月12日 (木) 午後 4 時～午後 6 時30分
■ 場 所	鳥取県医師会館 鳥取市戎町
■ 出席者	岡本会長、野島・富長両副会長 宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事

議事録署名人の指名

宮崎・渡辺両常任理事を指名した。

報告事項

1. 監査の立会い報告

〈宮崎・渡辺両常任理事〉

5月23日、鳥取市福祉文化会館において東部地区の1診療所を対象に3回目が実施され、時間を分担して立会いました。問題となった指摘事項について事実確認が行われたが、再度中断となった。

〈岡本会長・渡辺常任理事〉

6月6日、鳥取市福祉文化会館において東部地区の1診療所を対象に4回目が実施され、時間を分担して立会いました。問題となった指摘事項について事実確認が行われたが、再度中断となった。

2. 公開健康講座の開催報告〈神鳥常任理事〉

5月24日、県医師会館において初めて土曜日に開催した。テーマは、「加齢に伴う目の病気について」、講師は、鳥大医学部感覚運動医学講座視覚病態学分野教授 井上幸次先生。

3. 鳥取県自殺対策連絡協議会の出席報告

〈渡辺常任理事〉

5月26日、県庁において開催され、協議会長に選出された。

主な議事として、平成20年度自殺対策の取組み

について協議、意見交換が行われた。今後は、県医師会と密接な連携をとりながら、うつ病対策の充実として早期発見・早期治療のための体制づくりを推進していくこととなった。具体的には、「事業所におけるうつ病実態調査の実施」「かかりつけ医や産業医に対するうつ病相談等の実態調査実施」「かかりつけ医とハイリスク者に対する精神科医との連携構築」を実施する。

その他、県医師会としては、「自殺予防に関する普及啓発事業の継続的推進」「職場における自殺予防対策（医師会を通じた産業医との連携）」「身近で相談できる多様な相談窓口の確保」「警察との連絡会による自殺者の遺族に対する支援体制の検討・実施」について事業を進めていく。

自殺対策については、いろいろな団体で取り組まれている。今後は自殺の要因を分析して重点項目を絞り、どの部分に力を入れたら効果があがるのか検証していく必要がある。

4. 鳥取県保健事業団理事会の出席報告

〈岡本会長〉

5月27日、鳥取県保健事業団本部（鳥取駅南）において開催され、宮崎常任理事とともに理事長として出席し、再度理事長に選任された。

議事として、平成19年度事業報告及び決算案、保健事業団理事の選任案、などについて報告、協議、意見交換が行われた。また、報告事項として、「本部健診センターの取得」「組織改正及び人事異動」「規程等の一部改正」「資金運用の変更」があ

った。

5. 鳥取県環境管理事業センター参加会の出席報告〈事務局〉

5月27日、白兎会館において開催され、会長代理として出席した。

議事として、産業廃棄物管理型最終処分場の候補地等について協議が行われ、民間業者である環境プラント工業株式会社（本社：米子市高島）と事業提携し、米子市淀江町小波地内を候補地とすることが承認された。

本会として将来的には中間処理場の確保が必要になってくる。また、これまでに徴収された医師会員からの寄付金の取扱いについて再確認することとした。

6. 鳥取県臓器バンク理事会の出席報告〈岡本会長〉

5月29日、県医師会館において開催され、理事長として出席した。

議事として、理事の選任、平成19年度事業報告・収支決算・収支差額の処分、平成20年度収支予算の変更、理事長、副理事長及び常任理事の互選、などについて報告、協議、意見交換が行われた。

事務局が県医療政策課内から恵仁会（鳥大医学部附属病院内）に移動され、理事長に井藤鳥大副学長が選任された。今後は、さらに啓発活動を進めていく。

7. 健対協 理事会の開催報告〈宮崎常任理事〉

5月29日、県医師会館において開催した。

議事として、平成19年度事業報告・決算・表彰基金決算・特別事業積立金、専門委員会の構成（案）、平成20年度事業計画・予算、平成20年度健対協会長表彰、などについて報告、協議、意見交換を行い、承認された。平成20年度健対協会長被表彰者として、多年に亘り、健対協事業に貢献された工藤浩史先生（鳥取赤十字病院外科部長）と

本城一郎先生（東部医師会）を決定した。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

8. 全国メディカルコントロール協議会連絡会の出席報告〈野島副会長〉

6月6日、東京三田共用会議所において総務省消防庁の主催において開催された。また、八木鳥大医学部救急・災害医学分野教授も参加されていた。

総務省消防庁より、「救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査結果」と「平成19年度救急業務高度化推進検討会」の報告があった後、「救急救命士の再教育（個人の業務実績を生かした再教育）」について大阪府と高知県から説明があり、その後、「MC協議会を活用した救急医療体制の構築—MC体制のさらなる充実を目指して—」について福岡県、山形県、愛知県から説明があった。

9. 日医 役員就任披露パーティーの出席報告〈岡本会長〉

6月10日、帝国ホテル東京において開催された。

招待者は、国会議員、関係官庁幹部、関係団体、医師会関係、医学会など総勢約1,600名で盛会であった。なお、長田前会長（日医裁定委員会委員長）も出席された。

10. その他

*現在、採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の取扱い及び単回使用医療用具に関する取扱いが問題となっている。この度、鳥取県において、採血針の使い回しによる院内感染が疑われる事例の発生、安全管理体制の徹底及び採血用穿刺器具の取扱い状況について、地区医師会経由で全医療機関を対象にアンケート調査が行われ、その結果については新聞報道されている。

本会としては、会報6月号に「採血用穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプで

ないもの)の取扱い及び単回使用医療用具に関する取扱いについて」を掲載して会員に周知することとした。

協議事項

1. 鳥取大学経営協議会の出席について

6月13日(金)午後3時から鳥取大学において開催される。岡本会長が出席することとした。なお、当日は協議会開催前の午後2時から学長選考会議が開催される。

2. 鳥取県がん診療連携協議会の出席について

6月16日(月)午後3時から鳥大医学部附属病院において開催される。岡本会長、吉中理事が出席することとした。

3. 鳥取県保険者協議会の出席について

6月17日(火)午前10時から東部総合事務所において開催される。県医師会宛はオブザーバーとしての案内であるが、保険者としての鳥取県医師国保組合への案内については谷口事務長が代理出席することとした。

4. 将来ビジョン懇話会の出席について

6月18日(水)午後2時から県庁において開催される。岡本会長が出席することとした。

5. 鳥取県新型インフルエンザ医療対応連絡会議の出席について

6月19日(木)午後4時から中部総合事務所において開催される。天野常任理事が出席することとした。

6. 永年産業医功労による鳥取県医師会長表彰の被表彰者について

7月3日(木)午後1時から倉吉未来中心で開催される鳥取産業安全衛生大会の席上において、この度、中部医師会から推薦いただいた候補者2名を表彰することとした。なお、当日は、会長代

理として野島副会長が出席する。

7. 鳥取県学校保健会評議員の選出及び定例理事・評議員会の出席について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、岡本会長、天野常任理事、笠木理事を推薦することとした。なお、7月10日(木)午後2時30分から県医師会館において定例理事・評議員会が開催される。

8. 「ねんきん特別便」に関する協力依頼について

厚労省では、本年4月より「ねんきん特別便」を順次発送し、国民一人ひとりに自身の年金記録の確認をしている。この度、厚労省から日医宛に、医療関係者は複数の年金記録を有する方が多いと考えられることから、確認作業が円滑に行われるよう、協力依頼があった。

これを受けて日医より本会宛に会員に対する周知依頼があったことから、会報に掲載するとともに本会ホームページにチラシをダウンロードできるようにすることとした。

9. 鳥取県公衆衛生協会役員推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。岡本会長、渡辺・天野両常任理事を推薦することとした。

10. 鳥取県青少年問題協議会員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、岡本博文先生(中部医師会)を推薦することとした。

11. 鳥取県介護保険事業支援計画・老人福祉事業計画策定委員の推薦について

渡辺常任理事と吉田理事を推薦することとした。

12. 県民のための健康情報サービス委員会委員の推薦について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続

き、明徳理事を推薦することとした。

13. うつ病予防対策「早期発見・早期治療体制づくり」について

標記について、鳥取県から鳥取県医師会及び地区医師会に対し、平成20年度委託事業として依頼がきている。本事業の目的は、かかりつけ医のうつ病等の精神疾患の診断技術の向上及びかかりつけ医と精神科医との適切な連携の確保を図るため、かかりつけ医のうつ病に関する実態調査を行い、その調査結果を基に、かかりつけ医のうつ病診断向上研修及びかかりつけ医と精神科医とのネットワークを構築し、うつ病患者の早期発見・治療を行う体制整備を実施することである。

なお、第1回目の「かかりつけ医と精神科医との連絡会議」を7月8日（火）午後4時から県医師会館において開催する。メンバーは、中込鳥大医学部精神行動医学分野教授、原田鳥取県精神保健福祉センター所長、委員として県医師会から宮崎・渡辺両常任理事とし、各地区医師会は、かかりつけ医と精神科医をそれぞれ1名ずつ推薦していただくこととした。

14. 健保 集団的個別指導の実施について

6月18日（水）午後1時30分からとりぎん文化会館において東・中部地区の診療所12件を対象に実施される。

7月3日（木）午後1時30分から米子コンベンションセンターにおいて西部地区の診療所15件を対象に実施される。

15. 名義後援について

「平成20年度『ダメ。ゼッタイ。』普及運動（6/20-7/19）」「健康情報サービスパネルディスカッション（7/12）」「平成20年度全国養護教諭研究大会（8/7-8）」「日本臨床医療福祉学会（8/29-30）」「いのちの電話『自殺防止対策事業公開講座』（8/30）」「中国ブロック理学療法士学会（9/6-7）」「日本医療マネジメント学会（9/13）」の名義後援をそれぞれ了承することとした。

16. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会などから申請の出ている講演会について協議の結果、適当として認定することとした。

17. その他

*会報6月号に「いのちの電話からの寄付金お願い文書」を同封し、一口2,000円の寄付を全会員に呼びかけることとした。

[午後6時30分閉会]

[署名人] 宮崎 博実 印

[署名人] 渡辺 憲 印

第3回理事会

- 日 時 平成20年6月26日(木) 午後4時～午後7時30分
- 場 所 鳥取県医師会館 鳥取市戎町
- 出席者 岡本会長、野島・富長両副会長
宮崎・渡辺・天野・神鳥各常任理事
武田・吉中・吉田・明穂・井庭・重政・笠木・米川各理事
清水・笠置両監事
板倉東部会長、池田中部会長、魚谷西部会長

議事録署名人の選出

武田・吉中両理事を選出した。

報告事項

1. 前回常任理事会の主要事項の報告

〈宮崎常任理事〉

6月12日、県医師会館において開催した。会議録は、地区医師会へ送付するとともに、県医メーリングリストへの投稿、会報への掲載を行うこととしている。

2. 日医 公益法人制度改革担当理事連絡協議会の出席報告〈明穂理事〉

5月29日、日医会館において開催され、地区医師会代表者等とともに出席した。

当日は、講演(1)「新公益法人制度について」(原山内閣府大臣官房審議官)、講演(2)「公益法人制度改革に向けた医師会の対応について」(羽生田・今村両日医常任理事)が行われた。

日医では、昨年度に公益社団法人へ移行するとの方向性を決議し、現在準備を進めている。都道府県医師会は公益社団法人へ、郡市区医師会は会員数、会員規模、事業等を考慮した上で選択して欲しいということであった。

なお、今後の作業予定は、平成21年10月頃の日医代議員会に定款変更案を上程する予定で、適宜、担当理事連絡協議会を開催し、まずは日医が移行

申請を行える状態にしたい。逐一情報提供するので利用していただき、移行の申請準備をして欲しいということであった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

3. 日医 生涯教育担当理事連絡協議会の出席報告〈武田理事〉

6月5日、日医会館において開催された。

飯沼日医常任理事より、認定制度を検討している「学術推進会議」と「生涯教育推進委員会」の検討状況の説明があり、最終的には、賛否両論を併記のうえ、認定制度について前向きの議論を進め、「日医の判断を仰ぎたい」との結論となった。

また、平成19年度生涯教育推進委員会の活動報告として、福井聖路加国際病院長(前日医生涯教育推進委員会委員長)から、(1)生涯教育カリキュラム—総合診療医の養成を目指して—(案)(2)インターネットを利用したe-learningについて説明があった。その後、宮崎厚労省医政局医事課医師臨床研修推進室長から、「新医師臨床研修制度」について講演があり、活発な討論が行われた。

いわゆる「総合医・総合診療医(仮称)」を養成するための認定制度についてのアンケートでは、「国に先駆けて、日医が関連学会の協力を得て、創設すべき」と回答したのが20医師会、「創設すべきであるが、日医以外の他の団体に任せるべき」が1医師会、「創設すべきでない」が14医師会、「その他」が12医師会であった。

内容の詳細については、別途会報に掲載する。

4. 鳥取県後期高齢者医療審査会の出席報告

〈吉田理事〉

6月12日と6月26日、県庁において開催された。本審査会は、被保険者から保険給付や保険料の処分について不服が申し立てられた際に審理・裁決を行う第三者機関であり、訴えてきた方に対してきめ細かな説明をしていくことが必要である。

前回の審査会からの引き続き案件について審理・裁決が行われた。2、3月分の保険料をなぜ4月分から天引きするのかという申し立てについては却下された。また、保険料を平成18年度の所得から計算するのはなぜかという件については、平成20年4月から保険料を徴収するため、前年度の所得申告が確定するのが7月であることから、間に合わないため、仮徴収ということで前々年度から計算して徴収するということであった。

なお、鳥取県の後期高齢者医療対象者は84,800人で、うち2割軽減が4,260人、5割軽減が2,260人、7割軽減が26,500人である。

5. 鳥取大学経営協議会の出席報告〈岡本会長〉

6月13日、鳥取大学において開催された。

議事として、平成19年度決算及び実績報告、平成21年度概算要求、学長候補有資格者の推薦、などについて協議、意見交換が行われた。

また、決算剰余金（目的積立金）会計予算に係る平成19年度決算、法人化に伴う承継剰余金会計予算に係る平成19年度決算、平成19年度資金運用実績、医学系研究科臨床心理学専攻の計画、中高一貫教育、などについて報告があった。

6. 鳥取県がん診療連携協議会の出席報告

〈吉中理事〉

6月16日、鳥大医学部附属病院において開催され、岡本会長とともに出席した。

主な議事として、地域がん診療連携拠点病院の申請及び更新、院内がん登録専任者の研修、地域

連携クリティカルパス、平成20年度の国立がんセンターにおけるがん診療に携わる医療従事者を対象とした研修、鳥取県がん診療連携協議会の今後の運営、がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針、などについて報告、協議、意見交換が行われた。

今後は、地域がん診療連携拠点病院の指定要件に、国立がんセンターにおいて研修を受講した相談支援センター相談員とがん登録実務者を配置することが必要になるということであった。

7. 将来ビジョン懇話会の出席報告〈岡本会長〉

6月18日、県庁において、「対外との連携」をメインテーマに開催された。

医療関連部門として、看護大学の設立、鳥取環境大学への看護学部の設置、などが話題に挙げられたが、担当教官及び実習体制の問題等があるため、今後さらに検討していくこととした。

8. 鳥取県病院協会定期総会の出席報告

〈野島副会長〉

6月18日、ホテルセントパレス倉吉において開催され、会長代理として挨拶を述べてきた。主な議事として、平成19年度事業報告及び決算の承認、平成20年度事業計画案及び予算案、などについて報告、協議が行われた。

9. 新型インフルエンザ対策医療関係連絡会議の出席報告〈天野常任理事〉

6月19日、中部総合事務所において開催され、地区医師会担当者とともに出席した。

議事として、鳥取県の新型インフルエンザ対策の現状報告があった後、新型インフルエンザ発生後の医療の確保（発熱外来の確保、入院病床の確保）、患者移送・搬送、抗インフルエンザウイルス薬・ワクチン接種体制、今後の予定、などについて協議、意見交換が行われた。

新型インフルエンザが発生したら、県立中央病院、県立厚生病院、済生会境港総合病院に発熱外

来が設置されるが、患者の発生状況（国内・県内）や重症度、医療従事者の確保状況などにより、対応が変わるなど検討課題が多い。

予防としては、国がプレパンデミックワクチンを2,000万人備蓄しており、また、パンデミックワクチンは新型インフルエンザ発生後に製造されるということであった。なお、鳥取県はタミフルを5万人分、国が鳥取県分として5万人分備蓄している（その他、流通在庫1万9千人分）。

10. 公開講座の開催報告〈渡辺常任理事〉

6月19日、県医師会館において開催した。テーマは、「脳卒中診療の進歩」、講師は、県立中央病院神経内科部長 中安弘幸先生。

11. 春季医学会の開催報告〈重政理事〉

6月22日、西部医師会館において山陰労災病院・西部医師会・県医師会の3者共催で開催した。

学会長は、石部山陰労災病院長で、一般演題22題と特別講演「遺伝子再生医療実現のストラテジー～克服すべき山と谷～」(汐田鳥大大学院医学系研究科 機能再生医科学専攻 遺伝子再生医療学講座 遺伝子医療学部門教授)を行った。

12. 医師会活動説明会の開催報告

〈渡辺常任理事〉

6月22日、県民ふれあい会館において新規集団指導の終了後、新規医療機関及び研修医を対象に開催し、「地域における医療と医師会活動」及び「医療安全・医事紛争対策」を中心に説明した。

13. 県立病院運営評議会の出席報告〈岡本会長〉

6月24日、県庁において開催された。

主な議事として、県立病院における経営目標及び実績等と県立病院改革プランフレーム、などについて報告、協議、意見交換が行われた。委員として患者及び患者家族の方がおられるが、接遇の苦情が多かった。

14. 鳥取県公衆衛生協会理事会の出席報告

〈天野常任理事〉

6月26日、県医師会館において開催され、岡本会長、渡辺常任理事とともに出席し、岡本会長が協会長に再選出された。

議事として、平成19年度事業報告及び収支決算案、平成20年度事業計画及び収支予算案、第51回鳥取県公衆衛生学会の開催（7/18 米子コンベンションセンター）、第54回中国地区公衆衛生学会への派遣（8/28 広島県）、などについて報告、協議、意見交換が行われた。今後は、開催曜日の変更、役員数について検討していくこととした。

15. その他

*平成20・21年度の日本医師会各種委員会に鳥取県から下記のとおり委員に就任した。

- ・定款・諸規定改定検討委員会－岡本会長
- ・救急災害医療対策委員会－野島副会長
- ・基本診療料のあり方に関するプロジェクト委員会（社会保険診療報酬検討委員会と兼務）－富長副会長
- ・地域医療対策委員会－宮崎常任理事
- ・勤務医委員会－渡辺常任理事
- ・学校保健委員会－笠木理事
- ・社会保険診療報酬検討委員会－田中清先生（鳥取市・日本小児科医会からの推薦）

*鳥取県医療機関厚生年金基金の現状について各地区医師会で説明会を行った。〈神鳥常任理事〉

*平成19年度第2期麻しんワクチン接種率で鳥取県は90.3%（前年比+12.8%）で全国11位であった。〈笠木理事〉

協議事項

1. 平成19年度決算について

明穂理事から、平成19年度一般会計収支決算・共済会収支決算・会館修繕積立金会計収支決算・生命保険取扱特別会計収支決算について説明があった。一般会計では歳入決算額161,215,462円、歳

出決算額145,096,717円、次期繰越額16,118,745円となっている。

また、監事会が本日の理事会前に開催され、清水・笠置両監事から監査を受けた。監事会終了後、清水監事より平成19年度決算について、「適正」である旨の監査報告があった。承認された決算は、7月5日開催の代議員会において承認を得ることとする。

2. 新型インフルエンザ対策について

藤井県福祉保健部次長兼健康政策課長から、新型インフルエンザが発生した際の鳥取県の対応について説明していただいた。

実際に新型インフルエンザが発生した際、現在の鳥取県の対応では不十分である。鳥取県では、協議を開始したばかりでまだ具体的な対応は出来ていないということであったが、人命に関わることであり、新型インフルエンザは確実に発生することが予想されるため、各病院への協力依頼、救護班の設置、医師会への協力依頼、などについて早急に対応していただくことが必要である。なお、鳥取県医師会としては鳥取県から具体的な協力要請があった場合は、会員に対してボランティアで協力するよう啓発する体制でいる。

また、タミフルの備蓄について、例えば、使用期限が5年としたら2年半くらいで一般に流通させるなどして無駄にならないように鳥取県から国に提案してみてもどうかとの意見があった。

3. 採血用穿刺器具の適正な取扱いについて

真空採血管の単回使用採血ホルダーについては、添付文書の禁忌・禁止欄に、「ホルダーは患者ごとの使用とし、使用後は破棄すること（ホルダーに血液が付着した場合は、交差感染のおそれがあるため）」となっているので、ご了知いただきたい。

なお、本件については、会報6月号に掲載して会員に周知している。

4. 労災保険情報センターが行う共済事業振興助成金制度の実施について

平成20年度は、鳥取県整形外科医会との共催で開催することとした。日程及び内容の詳細については、今後検討していく。

5. 都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会の出席について

7月2日（水）午後3時から日医会館において急遽開催され、社会保険庁解体後の地方社会保険医療協議会のあり方などについて説明が行われる。富長副会長が出席することとした。

6. うつ病予防対策「早期発見・早期治療体制づくり」事業について

標記について、第1回目の「かかりつけ医と精神科医との連携会議」を7月8日（火）午後4時から県医師会館において開催することとした。

事務局は県健康政策課と県医師会とし、委員は、中込鳥大医学部精神行動医学分野教授、原田県精神保健福祉センター所長、石田鳥取市中央保健センター主査兼母子保健係長、県医師会から岡本会長、宮崎・渡辺両常任理事、各地区医師会からは、かかりつけ医と精神科医を1名ずつ推薦していただき、構成することとした。

7. 鳥取県難病医療連絡協議会、鳥取県難病相談・支援センター運営委員会委員の推薦及び委員会の開催について

任期満了に伴い、推薦依頼がきている。引き続き、安部喬樹先生（西部医師会）を推薦することとした。なお、委員会は7月19日（土）午後0時30分から米子コンベンションセンターにおいて開催される。

8. 小児救急医師確保等調整事業の実施について

平成20年度は、各地区において休日急患診療所に従事する医師等を対象に開催することとした。詳細については、今後地区医師会と調整していく。

9. 第177回代議員会・定例総会の運営について

7月5日（土）午後3時から県医師会館において開催する臨時代議員会・定例総会の運営などについて打合せを行った。

総会の役割分担は、「総合司会」：宮崎常任理事、「庶務及び事業の概況に関する事項」：野島副会長、「会計及び代議員会において議決した主要な議決に関する事項」：明穂理事、「鳥取医学賞受賞記念講演座長」：富長副会長、「特別講演（竹嶋日医副会長）座長」：岡本会長とした。

10. 生涯教育委員会の開催について

7月31日（木）午後4時から県医師会館において開催することとした。

11. 初級パソコンセミナーの開催及び受講生の募集について

8月30・31日（土・日）県医師会館において開催することとした。受講料は無料とし、受講者はそれぞれ10名ずつを予定しているため、参加希望者は県医師会まで申し込んでいただきたい。

12. 社会保険指導者講習会の出席について

8月21・22日（木・金）日医会館において、「心血管疾患診療のエクセレンス」をテーマに開催される。富長副会長、各地区医師会代表者が出席することとした。なお、各地区医師会代表者には講習会終了後、各地区医師会において伝達講習会の講師をしていただく。

13. 日医認定健康スポーツ医再研修会の申請について

9月13日（土）ホテルニューオータニ鳥取において開催される「第8回鳥取スポーツ研究会」を再研修会（1単位）として日医へ申請することとした。

14. 医療関係機関等を対象にした「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会について 標記について日医より受講推進と広報について

協力依頼がきている。医師等は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格要件が認められているが、感染症廃棄物に限定されたものである。医師以外でも資格取得は可能であるため、地区医師会経由及び会報等で会員へ案内することとした。

15. アレルギー疾患用学校生活管理指導表の運用方法について

この度、教育委員会では、新たにアレルギー疾患用学校生活管理指導表を使用することになり、県医師会としては、「保護者の負担が少ないような措置が講じられることが望ましい」と考えている。

現在、文書料の取扱いについては、基本的に医師の署名・捺印を必要とするものにはいただくことを原則に考えており、各医療機関の裁量にまかせている。

なお、本件については、本日午後6時30分から県医師会館において、西尾県教育委員会健康教育係指導主事、天野・神鳥両常任理事、笠木理事が参集して協議、意見交換を行い、鳥取県医師会としての方針を協議することになっている。内容は、会報等で周知する。

16. 名義後援について

「鳥取スポーツ研究会（9/13）」の名義後援を了承することとした。

17. 日医生涯教育講演会の認定申請の承認について

地区医師会から申請の出ている講演会について協議の結果、講師が医師でない講演会は認定しないこととし、その他は認定することとした。

18. 鳥取県医師会 医師賠償責任保険の団体募集案内について

9月1日で満期を迎える標記保険について、昨年と同様に会員へ案内状を送付することとした。

なお、日医A1会員は、日医医師賠償責任保険

の被保険者であるが、免責（自己負担）金額として100万円が設定されているが、この保険はこの免責金額をカバーするほか、日医保険ではカバーされない部分についての補償もあるので、ぜひ加入をお願いしたい。

19. 日本医師会からの各種調査への協力について
日医より、「消費税の実態調査」と「喫煙とそ

の関連要因に関する調査」について協力依頼がきている。本会として調査対象となった医療機関から問合せがあった場合は、調査協力することとした。

[午後7時30分閉会]

[署名人] 武田 倬 印

[署名人] 吉中 正人 印

医 学 会

平成20年度鳥取県医師会春季医学会

- 日 時 平成20年6月22日（日） 午前9時30分～午後2時30分
- 場 所 西部医師会館 米子市久米町136

本年度春季医学会は会員等59名出席のもとに次のとおり開催した。

学会長としてご尽力頂いた山陰労災病院長 石部裕一先生始め病院職員の方々、更に共催の西部医師会に対し厚く御礼申し上げます。

なお、講演抄録は鳥取医学雑誌第36巻2号へ掲載いたします。

研究発表22題

特別講演

「遺伝子再生医療実現のストラテジー～克服すべき山と谷～」

鳥取大学大学院医学系研究科 機能再生医科学専攻

遺伝子再生医療学講座 遺伝子医療学部門 教授 汐田剛史先生



日医による国民のための生涯教育と 総合診療医制度に自らの意識改革を ＝平成20年度都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会＝

- 日 時 平成20年 6 月 5 日 (木) 午後 1 時30分～午後 4 時
- 場 所 日本医師会館 3 階小講堂
- 出席者 武田理事

挨拶 (要旨)

〈唐澤祥人会長〉

日本医師会では、国民に理解され、支持される内容の生涯教育制度を実施する。そして、総合診療的能力を持つ総合診療医（仮称）の養成について、学術推進会議と生涯教育推進委員会の連携のもと、認定制も含めたシステムやカリキュラムについて検討して頂いた。

生涯教育推進委員会が示した「生涯教育カリキュラム—総合診療医の養成に向けて—（案）」については、都道府県医師会並びに日本医学会傘下の105分科会にご意見を求めた。

学術推進会議報告書では認定制について前向きな議論を進め、最終的には日本医師会執行部の判断に任せたいと結ばれている。医師の研修、医師の医療レベルを支えていくシステムを我々の手で持ちたいと考えている。

日本医師会生涯教育は、発足当時とは隔世の感があり、多くの研修会・勉強会・シンポジウムに参加して頂いている。制度の内容も再三改革され、カリキュラムの内容も検討を加えた。新医師臨床研修制度も新たに始まり、卒業直後の医師の研修、更に、長年地域医療に励んでおられる医師の研修について、日本医師会も重大な責任があり、地域医療を担う医師を支援することが基本姿勢である。

新医師臨床研修制度実施後4年を経過し、厚生労働省の5年以内の見直し規定に基づき、3月末に省令改正が行われた。

日本医師会では医師の臨床研修についての検討委員会・プロジェクトを設置し、新医師臨床研修制度で顕在化した諸問題への考察と対応策、一貫した医師養成課程における臨床研修のあるべき姿について検討し、報告書を取りまとめ、国の施策にも反映させていきたい。

本日の協議会においては、ご出席の皆様から「総合医」あるいは「総合診療医」、認定医制度も含め、今後の日本医師会生涯教育に対して忌憚のないご意見をいただき、良い会になるようお願いしている。

議 事

1. 生涯教育制度関連事項報告〈飯沼常任理事〉

1) 日医生涯教育協力講座；セミナー「生活習慣病の克服をめざして」開催状況報告
42都道府県で開催。参加者数合計4,814名。

2) 本年度日医生涯教育協力講座
セミナー「ウイルス感染症における予防と治療」として、平成20年6月～21年12月までに1回開催。

3) 指導医のための教育ワークショップ
日医が、平成20年7月12日（土）・13日（日）に行うワークショップは、定員を大幅に超えて希望がある。都道府県医師会においても開催された

い。

4) 「総合（診療）医」〈仮称〉について（抜粋）

I. 生涯教育に対する会長諮問

◇学術推進会議

「かかりつけ医の質の担保について一日医
認定かかりつけ医（仮）の検討―」

「かかりつけ医」あらため、「総合（診療）
医」の認定制度の是非について検討

◇生涯教育推進委員会

「日医生涯教育制度の有効性について」
生涯教育制度の目標設定→生涯教育カリキ
ュラムの見直し・改訂作業

II. 総合医についての日医の報道発表

―最新の医療情報を熟知して、必要な時に
は専門医も紹介できる「地域医療、保健、福
祉を担う総合的な能力を有する医師」が求め
られる。→グランドデザイン2007各論に明記

―日本医師会は、これらの医師を養成する
ためのシステムや生涯教育カリキュラムを学
術推進会議、生涯教育推進委員会において検
討している。

―さらに日本医師会は日本プライマリケア
学会、日本総合診療医学会、日本家庭医療学
会の3学会と共同で養成プログラムを検討
し、学術専門団体としてこれらの医師の養成
に取り組んでいる。

IV. 認定制度をめぐる学術推進会議での意見

〈反対〉

- ①医師の間に認定医の資格をもっている者
と、もっていない者という格差ができる。
- ②認定制度がフリーアクセスの制限、人頭割
り、定額払い総枠規制に結びつく可能性が
ある。

〈賛成〉

- ①患者が受診する際、当該医師が総合的な診
療能力を有していることかどうかを知ること
ができ、ひいては適切な受療行動を取る

ことができる。

- ②医師免許の更新制を求める声について、認
定医の更新を医師の集団が自発的に行うこ
とによってクリアできる。

- ③大学病院や総合病院で長年、専門医として
勤務してきた医師が開業する際の学習内容
とする。等

※学術推進会議報告書では、両論併記のうえ、
「認定制について前向きの議論をすすめ最
終的には日本医師会の判断を仰ぎたい」と
結ばれている。

V. 「総合（診療）医」〈仮称〉認定制と日本医 師会生涯教育制度

学術推進会議報告書では下記のように記さ
れている。

- ・日本医師会は昭和62年に生涯教育制度を創
設し、長年、医師の生涯教育の推進に努力
してきた。しかし、この制度は一般市民の
間では認知度が低かった。また、自己申告
制であることも、この制度の評価を低くし
てきたと考えられる。日本医師会が、総合
診療医の認定のためのカリキュラムをつく
るとすれば、当然日本医師会の生涯教育制
度との整合性を考えなければならない。高
齢社会を迎え、複数の疾患を有する患者が
増加している現状を考えると、臓器別専門
医でも、ある程度の総合的な診療能力を有
していることが望ましく、また総合診療医
としての幅広い臨床能力を有する医師であ
ることを日本医師会として保証するためにも
日本医師会の生涯教育が総合診療医の養
成のためのカリキュラムに重点を移しても
よいのではないかと考えられる。

VI. 養成カリキュラムについて

学術推進会議作業部会の提言を受け、生涯
教育推進委員会が進めているカリキュラム作
成作業に、3学会（日本プライマリ・ケア学

会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会)が加わるようになった。なお、参加希望の申し出があった日本小児科医会、日本老年医学会、日本臨床内科医会、日本専門医認定機構がオブザーバーとして参加している。

日本医学会加盟105学会、都道府県医師会に送り、意見を求め、7学会、1医師会から回答を得た。今、意見をふまえてカリキュラムを完成させる予定である。

Ⅶ. 養成コース

生涯教育推進委員会、学術推進会議では、下記の養成コースモデル案を作成した。

- ①臨床研修修了後のいわゆる後期研修として修得するコース(コースⅠ)〈3年以上の実務研修〉
- ②臨床経験7年以上、15年未満の医師のためのコース(コースⅡ)〈50単位の研修〉
- ③臨床経験15年以上の医師のためのコース(コースⅢ)〈20単位の研修〉

第Ⅳ次学術推進会議報告書、第Ⅳ次生涯教育推進委員会答申を受け、「最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医を紹介できる、地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」(いわゆる総合医・総合診療医〈仮称〉)を養成するため、日本医師会が関連学会の協力を得て認定制度を創設し国民の要請に応えたい。

厚生労働省における「総合科」の議論においては国が認定するという動きもあるが、その議論に先んじて行うものであり、決して結びつくものではない。

医師の研修、医師の医療水準を支えていくシステムは、行政が関与するものではなく、学術専門団体である本会が担うべきである。

- 5)「最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医を紹介できる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師」(いわゆる

総合医・総合診療医〈仮称〉)を養成するための認定制度および名称に関するアンケート調査結果

- (1) 国に先駆けて、日本医師会が関連学会の協力を得て、認定制度を創設すべきである。⇒20医師会
- (2) 認定制度を創設すべきであるが、日本医師会以外の他の団体(具体的団体名:○○○)に任せるべきである。⇒1医師会
- (3) 認定制度を創設すべきでない。⇒14医師会
- (4) その他⇒12医師会

今後、履修方法を含めて、認定制度をどうするか、分かりやすい状況にしたい。

2. 生涯教育推進委員会活動報告〈福井委員長〉

- 1) 生涯教育カリキュラム—総合診療医の養成を目指して—(案)

【一般目標】(定義)

頻度の高い疾病と傷害、それらの予防、保健と福祉など、健康にかかわる幅広い問題について、わが国の医療体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的視点から提供できる総合診療医としての態度、知識、技能を身につける。

【行動目標】(目次)

I. 医療専門職としての使命

1. 専門職としての使命感
2. 継続的な学習と臨床能力の保持
3. 公平・公正な医療

II. 全人的視点

1. 医療倫理
2. 医師-患者関係とコミュニケーション
3. 心理社会的アプローチ

III. 医療の制度と管理

1. 医療制度と法律
2. 医療の質と安全
3. 医療情報
4. チーム医療

IV. 予防・保健

1. 予防活動
2. 保健活動

V. 地域医療・福祉

1. 地域医療 2. 医療と福祉の連携

VI. 臨床問題への対応

1. 臨床問題解決のプロセス 2. 症候別の臨床問題への対応 (53項目)

VII. 継続的なケア

1. 慢性疾患・複合疾患の管理 2. 在宅医療 3. 終末期のケア 4. 生活習慣 5. 相補・代替医療

2) 生涯教育の一つのツールとして作られた、インターネットを利用したe-learning「医師・患者関係について」のソフトについて、デモンストレーションが行われた。

3. 新医師臨床研修制度について

〈宮寄雅則 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修室長〉

臨床研修に関する省令、医政局長通知の改正のポイント

1) 臨床研修病院の指定基準関係

・必要な診療科の確保、救急医療の提供、臨床病理検討会の開催については、研修協力施設

を含めないこととする。⇒単独型あるいは管理型及び協力型研修病院のみで確保する。

・病床数8床に対して研修医1人という経過措置などについて、原則として平成21年3月をもって廃止とする。⇒病床数10床に1人とする。

・指定取消の要件に、「2年以上研修医の受入がないとき」及び「協力型病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき」を追加

・医療法30条の12による地域医療の確保のための協議や施策への協力を努めることを追加

・指導医の要件として、「指導医講習会を受講したこと」を追加 (平成21年4月より適用)

・必要な症例数 (例えば分娩数など) について明示

・原則として、当分の間、臨床研修病院の新規指定及び研修医の募集定員の増員を行わないこととする。

・諸手続の簡素化等

・プログラムの柔軟化

・施行日は、平成20年4月1日 (20年度の手続き、審査等から適用)



「地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師 (いわゆる総合医・総合診療医〈仮称〉) の認定制度」に関するQ&A

平成20年6月：日本医師会

Q 1：認定制度が、フリーアクセスの制限、人頭割り、定額払い、総枠規制に結びつく可能性があるのではないかと。

A 1：このご意見は学術推進会議でもご指摘されており、最も懸念がある点かと思えます。

厚労省は、「日本医師会の取り組みを見守りつつ、状況に応じて検討する」とはっきりと言っており、日本医師会がこの問題に取り組まなければ、厚労省が必ず認定制度を立ち上げることになると思われま

す。厚労省が認定を行った場合は、それぞれフリーアクセスの制限、人頭割り、定額払い、総枠規制に結びつく可能性があります。

日本医師会がこれまでの生涯教育制度の底上げとして、国に先駆けて認定制度を主導的に創設することこそが、「フリーアクセスの制限、人頭割り、定額払い、総枠規制」に結びつかない唯一の方策であると考えております。

Q 2：厚労省が作ろうとしても、無視をしたり、反対すればいいのではないか。

A 2：総合医・総合診療医〈仮称〉の認定は、国民の目から見える形での質の担保であり、それにより、安心して受診できるという国民からの要請でもあります。

日本医師会は学術専門団体として、国民の期待に応える必要があると考えております。

Q 3：認定制度は、厚労省と話し合いをして、ともに進めていくべきではないか。

A 3：医師の研修、医師の医療水準を支えていくシステムは、行政が関与するものではなく、学術専門団体である日本医師会が担うべきであると考えております。

厚労省が認定を行うと、フリーアクセスの制限、人頭割り、定額払い、総枠規制に結びつく可能性があることから、日本医師会が主導的に行っていきたいと考えております。

Q 4：日々、地域医療を行っている医師は総合診療を実践しているのではないか。

A 4：まさにその通りであるからこそ、日本医師会が学術専門団体としてそれを担保し、「総合診療を実践している」ことを国民に示す必要があると考えております。

Q 5：日医生涯教育制度による「修了証」をもって総合医・総合診療医〈仮称〉と認めるべきではないか。

A 5：「日医生涯教育制度による修了証」が国民に評価されるためにはどうしたらよいか、ということからこの議論が始まったものであり、まさにご意見のとおりであります。

ただし、これまでの自己申告による制度では、達成度が客観的に評価されておらず、残念ながら国民の信頼を得にくい現状があ

ります。そこで、客観的に質を担保し、社会から評価されるものに変えていく必要があると考えているのです。

Q 6：医師免許さえあれば十分ではないか。

A 6：学術推進会議報告書においては、「認定制を設け、認定医の更新を医師の集団が自発的に行うことによって、この問題をクリアすることができる」とされております。

日本医師会は医師免許更新制には当然反対ですが、平成21年4月から教員免許更新制が導入されることもあり、現在の国民感情からしますと、医師免許更新制の声が上がることも十分考えられます。

そうした更新制論議を無実化するためにも、現在の自己申告制ではなく、学習時間等を明確にし、客観的に社会に示す必要があると考えております。

Q 7：総合医・総合診療医〈仮称〉の定義とは。

A 7：日本医師会グランドデザイン2007各論においても、「最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医も紹介できる『地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師』が求められる。」としております。

それを受けた養成カリキュラム（案）においては、一般目標を「頻度の高い疾病と傷害、それらの予防、保健と福祉など、健康にかかわる幅広い問題について、わが国の医療体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的視点から提供できる総合診療医としての態度、知識、技能を身につける。」としております。それを身につけるため、「医療専門職としての使命、全人的視点、医療の制度と管理、予防・保健、地域医療・福祉、臨床問題への対応、継続的なケア」の7項目の行動目標が定められております。

Q 8 : 地域により医療資源の差が厳然と存在する中で、全国一律の画一的な総合医・総合診療医〈仮称〉認定制度を進めることが、地域の実情にあった適切な医療の提供にとって有効な方策となりえるのか疑問である。

A 8 : 同一のカリキュラムに基づいた生涯教育を行うことで、「いつでも、どこでも、誰もが」平等に医療を受けることができるという国民皆保険制度の精神を体现できると考えております。

その履修課程においては、当然、地域の実情に応じた学習がされることになると考えております。

Q 9 : 養成カリキュラム作成作業に、日医は3学会（日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会）と共同で検討しているが、日本医学会に加盟している会員数の多い学会を相手に考えた方がよいのではないかと。

A 9 : 日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会への協力につきましては、学術推進会議において、「日本医師会が中心となるが日本医師会だけでなく、日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療医学会と共同して総合医認定のためのカリキュラムを作り、認定の実務を担う方がよいのではないかと」という意見が出された。上記の3学会が共同で総合医認定のための教育プログラムの作成に取り組んできたことも上記のような意見の根拠となっている。」との提言を受け、平成19年4月27日の学術推進会議作業部会において、「日医認定総合（診療）医構想については日本医師会が中心となり、関連3学会（日本プライマリ・ケア学会、日本総合診療医学会、日本家庭医療学会）との協力で行う。」とされたものであります。

カリキュラム（案）作成にあたっては、

日本老年医学会、日本臨床内科医会、日本小児科医会、日本専門医認定制機構（平成20年4月より日本専門医制評価・認定機構）もオブザーバーとして加わり、積極的にご意見をいただいております。

さらに、そこで作成されましたカリキュラム（案）につきましては、都道府県医師会、日本医学会傘下150学会、医学部長・病院長（各80）にも意見を求めたところであり、そこでのご意見を踏まえて、カリキュラムを作成することとしております。

なお、日本プライマリ・ケア学会、日本家庭医療学会、日本総合診療学会の3学会は、現在、合併協議中であり、合併がなされれば、日本医学会に加盟することになると思われまます。

Q 10 : 専門医にも経済的なメリットをつくっていない現状で、新たな総合医・総合診療医〈仮称〉資格をつくる必要はないのではないかと。

A 10 : 認定制度の創設は、質の向上が目的であり、診療報酬と結びつけることは全く考えておりません。

地域の住民が安心して受診できるよう、さらには医師としてより良い医療を国民に提供することが大切だと考えております。

Q 11 : 過去の「総合診療」的な制度の試みは、専門医志向の強い風潮の中、国民の信頼を必ずしも得るに至らなかった経緯がある。今回の制度創設は、同様の結果をまねき、却って医療システムの担い手としての医師会への信頼感を損なう危惧があるのではないかと。

A 11 : そうならないよう対処する所存であります。

医師が使命感を持って参加できるようなシステムを作ること、そしてカリキュラム

を履修した医師なら、地域の住民が安心して受診できるという信頼に繋がる制度にしたいと考えております。

Q 12：のように履修、認定するののかについて、実務上の問題点はないか。

A 12：履修方法については、現在、行っている生涯教育を基本として、今後さらに議論重ねることとしております。

例えば、既に日本医師会で認定している認定産業医や、認定健康スポーツ医のような履修方法をはじめ、アセスメントを伴った日医雑誌の回答や、e-learningを活用する等、より履修しやすい方法を考えております。

Q 13：現在、主流である専門医制度との関連、あるいは総合医・総合診療医〈仮称〉と想定される内科医と他の診療科との関連、あるいは総合医・総合診療医〈仮称〉の守備範囲など、周辺との議論が全くされないままでの制度創設は時期尚早ではないか。

A 13：カリキュラム策定の際、オブザーバーとして参加した日本専門医制評価・認定機構も今春、社団法人化されたこともあり、専門医制度のあり方も変わって行くことと思えます。

いただいたご意見を踏まえて、今後、認定制度創設を前提として、さらに議論重ね、よりわかりやすく、より具体的にお示ししたいと考えております。

地方社会保険医療協議会は中国地区で1つに ＝都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会＝

副会長 富長 将人

上記協議会が急遽、7月2日、日本医師会館で開催されることとなり、谷口事務局長と共に出席した。日医における医療保険担当の藤原淳常任理事および宝住与一副会長の挨拶によれば、厚生労働省が地方社会保険医療協議会の委員選出を依頼するに当たって、説明の機会を作って欲しいとの急な申し出があり、急遽開催することとなった、とのことであった。

地方社会保険医療協議会委員の選出について（厚生労働省保険局医療課による説明）

1. 地方社会保険医療協議会の構成等

現在、この協議会は47都道府県にある社会保険事務局毎に設置されているが、平成20年10月からは全国7つの地方厚生局および四国の厚生支局の

8箇所を設置されることとなった。総会の委員構成は、支払側7名、診療側7名、公益6名で、現行と変わらない。この総会における審議事項は「保険医療機関の指定、指定の取消、保険医等の登録の取消の審議、答申する他、自ら厚生労働大臣に建議する」となっていて、現行と変わらない。

協議会の部会は、現在47都道府県の社会保険事務局に設置されているが、10月以降は47箇所の地方厚生（支）局都道府県事務所（仮称）に設置されることとなり、実質的には不変である。委員構成も支払側3名、診療側3名、公益2名と現行と変わらない。ただ委員構成は、現在、本委員（総会の委員）により構成、となっているが、10月からは本委員および臨時委員（後述）により構成、となっている。部会における審議事項は「保険医

療機関等の指定審議（再指定、指定拒否、一部指定、指定変更を除く）」となっていて、これも現行と変わらない。

2. 医師代表委員の選任について

診療側の委員7名のうち医師は5名であり、各厚生局の構成は、北海道厚生局（1道）、東北厚生局（6県）、関東信越厚生局（1都9県）、東海北陸厚生局（6県）、近畿厚生局（2府5県）、中国四国厚生局（5県）、四国厚生支局（4県）、九州厚生局（8県）、となっている。6以上の都府県で構成されている厚生局では、5都府県から各1名の委員を、残りの都府県からは臨時委員を選出する。四国支局では1県から2名、3県から1名の委員を選出する。臨時委員は部会に出席し、総会で自身の都府県の案件審議がある場合に、臨時委員の中で分担して出席し、審議に参加する（臨時委員は議決権を有している）。

以上を踏まえて、医師代表委員候補者を各地区で選出して欲しい、とのことであった。

質疑応答

質疑応答では、「重要な会であるが、各県から1人の委員とすることは出来なかったのか」との質問に対し、「法律で定員が定められている。各県の声を、ということで臨時委員を定めている」との回答であった。また、「重大な問題の会議の時は臨時委員が出席できるようにして頂きたい」との要望に対し、「臨時委員は、自身の県に関係ある議題の会には出席できる」との回答がなされた。また、「臨時委員の県には、総会の内容等の情報は入るのか」との問いには、「重要な案件は公表する。各社会保険事務局に担当が残る故、必要な件は情報提供する。全てオープンに出来るとは限らない」との回答であった。

NEWS

第177回鳥取県医師会（臨時）代議員会



平成20年7月5日（土）鳥取県医師会館において開催した。当日は、議長及び副議長の選挙、平成19年度鳥取県医師会会務報告及び収支決算承認などが行われた。詳細は、次号に掲載する。

原爆症認定申請手続の周知について（依頼）

〈20.6.27 第200800050293号 鳥取県福祉保健部福祉保健課長〉

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項に係る認定（いわゆる原爆症認定）については、「新しい審査の方針」のとおり、審査基準が改められました。それに伴い、県内におきましても申請件数及び相談件数が増えつつあります。

また、申請には、医師による意見書、健康診断個人票等が必要です。

つきましては、各医療機関の皆様による制度の御理解と、書類作成について御協力よろしくお願い申し上げます。

御不明な点は下記担当または各福祉保健局（保健所）までお問い合わせください。

記

1 原爆症認定とは

- (1) 申請された病気やケガが、原子爆弾による放射線が原因となって起こったものであり、現に治療を必要とする状態にあることを厚生労働大臣が認定する制度です。
- (2) このたび、「新しい審査の方針」のとおり審査基準が改められ、積極的に認定する範囲が新たに設けられました。

2 原爆症と認定された場合の医療等について

- (1) 原爆症の認定を受けると、厚生労働大臣が指定する医療機関において医療を受けることを前提に、認定された疾病にかかる医療費は全額国が負担します。
- (2) 医療機関に受診されている患者（被爆者の方）が原爆症と認定された場合において、その医療機関でそのまま認定疾病の治療を継続される場合には、原爆被爆者指定医療機関としての指定が必要となりますので申請をお願いします。指定申請につきましては最寄の福祉保健局（保健所）へお問い合わせください。

【指定医療機関の認定要件】

認定疾病に関する医療が担当できるかどうか（診療科名、担当医師の略歴、医療設備及び入院設備等）が審査されます。

【参考】現在の県内の原爆被爆者指定医療機関：鳥取県立中央病院、鳥取市立病院、鳥取県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院

- (3) また、認定された方には、その疾病にかかっている間、被爆者援護法に規定されている各種手当のうち医療特別手当（20年度月額137,430円）が支給されます。

3 原爆症認定申請について相談があった場合

原爆症認定の申請について、被爆者から医療機関に直接相談のあった場合は、最寄の福祉保健局（保健所）又は県庁福祉保健課にまず相談していただくよう御指導申し上げます。

【問い合わせ先】 東部総合事務所福祉保健局健康支援課（鳥取保健所）電話 0857-22-5691
中部総合事務所福祉保健局健康支援課（倉吉保健所）電話 0858-23-3145
西部総合事務所福祉保健局健康支援課（米子保健所）電話 0859-31-9317
日野総合事務所福祉保健局福祉保健課（日野保健所）電話 0859-72-2036
県庁福祉保健課援護係 電話 0857-26-7145

4 参考（各種様式及び記載上の注意）

医師による意見書（様式第六号）

放射線起因性については、不明の場合、特段の記載が無くとも結構です。その他欄外の注意事項をよく読んで記載をお願いします。

健康診断個人表（精密検査用）（様式第四号（三））

- ①申請疾病の状態を最もよく表している検査結果（直近のもの）の記入をお願いします。
- ②検査項目で該当のない箇所は空欄でも構いません。

各疾病によって標準的に必要となる書類一覧

標準的に必要とされる書類です。この他に厚生労働省から追加で依頼がある場合があります。

担当 福祉保健課援護係 田中
電話 0857-26-7145



真空採血管ホルダーの取り扱いについて

〈20.6.11 (医安22) F 日本医師会常任理事 木下勝之〉

今般の真空採血管ホルダーに関しましては、微量採血用の穿刺器具の調査との混同が見受けられ医療機関におかれては混乱が生じているところがございます。

つきましては、「真空採血管ホルダーの取り扱いについて」として取りまとめましたので、ご一報申しあげます。

真空採血管ホルダーの取り扱いについて**1. 真空採血管ホルダーの調査について**

本年5月30日に、厚生労働省医政局長並びに医薬食品局長名で「微量採血のための穿刺器具（針の周辺部分がディスプレイタイプでないもの）の取り扱いに係る周知徹底及び調査の実施について」調査依頼が、各都道府県知事、各政令市長と各特別区長宛に発出されました。

この調査は、微量採血のための穿刺器具に対してであります。一部の都道府県行政においては、真空採血管ホルダーの使用実態調査も独自に行っているとの報告がありました。

日本医師会は、この問題を重視し、直ちに厚生労働省医薬食品局の担当官にその真偽をたしました。その結果、以下の回答を得ております。

1. 調査を依頼したのは、微量採血のための穿刺器具に関してであり、真空採血管ホルダーについての調査は全く考えていない。今後も調査する予定はない。
2. 真空採血管ホルダーに関する調査は、一部の都道府県行政が独自に行ったものである。
3. 真空採血管ホルダーによると考えられる感染の報告は一例もない。

以上です。

従って、真空採血管ホルダーに関する調査は、上記の厚生労働省の見解のごとく、その必要がないものであることを貴医師会におかれてはご理解いただき、行政と協議いただき、然るべき対応をお願い申し上げます。

2. 真空採血管ホルダーの取り扱いについて

真空採血管ホルダーにつきましては、平成17年4月の改正薬事法の施行から、それまでの「雑品」扱いから「医療機器」に指定変更された結果、添付文書の【禁忌・禁止】欄に再使用禁止である旨が記載されています。

しかし、真空採血管ホルダーを用いた採血は、日常、外来や病棟でも行うものであり、例えば、大病院では毎日800～1,000件、病棟で200～300件の採血を行っています。

採血手技が、大小病院、診療所、検査センターも含め、日常業務の大きな部分を占めておる現実を踏まえて、ホルダーの消毒後の再利用の安全性に関して、直ちに厚生労働省と今後の対応につきまして折衝を行っております。

従いまして、今後の対応に関しましては改めて、ご通知申し上げます。

真空採血管ホルダーの取り扱いについて（第二報）

〈20.6.26（医安28）F 日本医師会常任理事 内田健夫〉

真空採血管ホルダーの取り扱いにつきましては既に6月11日付医安22にてご案内申しあげたところでございます。

その後、この問題に関する取り扱いにつきまして、厚生労働省と交渉を重ねてまいりました。

つきましては、「真空採血管ホルダーの取り扱いについて（第二報）」として取りまとめましたので、ご案内申しあげます。

真空採血管ホルダーの取り扱いについて（第二報）

真空採血管ホルダーの問題に関しまして、厚生労働省と交渉を重ねてまいりましたが、今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課より都道府県衛生部長会宛にQ&A（応答要領）が出されましたのでご報告申しあげます。

それによりますと、「真空採血管等における使用上の注意等の追加等について（平成17年1月4日付薬食安第0104001号）通知は、ホルダーの再使用による感染等の健康被害の発生等を踏まえて発出されたものではなく、また、真空採血管のホルダーを一律に単回使用の医療機器とすることを求めたものではない。」また、「ホルダーの再使用による感染等の事例の報告は国内外ともに承知していない。」ことを明らかとしております。

このように、ホルダーに関する調査は不要であることを再度、ご認識いただきたく宜しくお願い申しあげます。

また、一部の健保組合が真空採血管ホルダーのアンケートを行うとの情報も入手しておりますが、既にご案内申しあげたとおり、ホルダーに関する調査の必要性はありませんので、貴医師会におかれては、なるべくご対応いただきますようお願い申しあげます。

最後に、真空採血管ホルダーによると思われる感染に関する報告は、現在までありませんが、既にご案内のとおり、この問題に関して更に正確を期すために、日本感染症学会の学術的コメントを求めております。

以上、ご報告申しあげます。

参 考

応答要領

(問)平成17年の通知により、真空採血管のホルダーの添付文書の「禁忌・禁止」欄に再使用禁止と記載するよう企業に対し指導しているが、その根拠は何か。

(回答)

○平成17年の通知以前においては、真空採血管のホルダーは、医療機器ではなく、また、「再使用禁止」とはなっていなかったが、このようなホルダーの再使用による感染等の事例の報告は国内外ともに承知していない。

○このような状況の下、平成16年7月に日本臨床検査標準協議会（JCCLS）が標準採血法を策定し、

採血の手技の面から、より安全性の高い手法が導入されるようになったことも踏まえ、平成17年の通知により、器具の面からもより安全性を向上させるために、企業が自主的にホルダーを単回使用の医療機器とする場合には、その添付文書の「禁忌・禁止」欄に再使用禁止の旨記載するよう企業に対し指導したものである。

○このように、平成17年の通知は、ホルダーの再使用による感染等の健康被害の発生等を踏まえて発出されたものではなく、また、真空採血管のホルダーを一律に単回使用の医療機器とすることを求めたものではない。

学校保健法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

〈20.6.24 地Ⅱ43 日本医師会常任理事 内田健夫〉

今般、学校保健法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第16号）が平成20年5月12日に公布され、同日施行されました。この改正につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局長より、各都道府県教育委員会等関係機関宛へ通知がなされ、本会に対しましても、周知、協力依頼がありました。改正の概要は下記の通りです。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会への周知方につきまして、貴職のご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

学校において予防すべき伝染病の種類を次のとおり改めること。

（規則第19条第1項及び第2項関係）

- ・ 第一種の伝染病に、新たに「鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）」を加えること。
- ・ 感染症予防法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。
- ・ 感染症予防法第6条第9項に規定する「新感染症」を第一種の伝染病とみなすこと。

	伝染病の種類（現行）	伝染病の種類（改正後）	考え方	出席停止の期間の基準 等
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る） <u>鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。）【新たに追加】</u>	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 」、「 <u>指定感染症</u> 」及び「 <u>新感染症</u> 」は第一種の伝染病とみなす。

	伝染病の種類（現行）	伝染病の種類（改正後）	考え方	出席停止の期間の基準 等
第 二 種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	飛沫感染する伝染病で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）：解熱した後二日を経過するまで ○百日咳：特有の咳が消失するまで ○麻疹：解熱した後三日を経過するまで ○流行性耳下腺炎：耳下腺の腫脹が消失するまで ○風疹：発疹が消失するまで ○水痘：すべての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後二日を経過するまで ○結核：病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

犯罪被害者に対する公費負担制度について

〈20.6.25 日医発第332号（保79） 日本医師会長 唐澤祥人〉

犯罪被害給付制度は昭和56年1月に施行され、犯罪被害者等給付金（遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金）が支給されてきたところであります。

医療保険の自己負担部分を給付する『重傷病給付金』については、「加療1か月以上、かつ、入院3日以上を負傷又は疾病を負った被害者に対して、1年を限度」として医療保険の医療費の自己負担部分に相当する額を本制度による『重傷病給付金』（療養費払い）として公費で負担しております。

今般、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及び法律施行令等」の一部が改正され、平成20年7月1日から本制度の給付金に加えて、新たに「療養による休業損害を考慮した額の加算」、「重度後遺障害者に対する障害給付金」及び「生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金」の額が引き上げられました。この取扱いについては平成20年7月1日以降犯罪被害に遭った方であり、それ以前の方は改正前の制度が適用されます。それに伴い、関連の「傷病診断書（様式1-1、様式1-2）」及び「医療費領収書（証明書）」が変更されます。

また、犯罪被害給付制度対象者は受給証を持参して受診いたしますので、当該医療機関におかれましては、犯罪被害給付制度に関する支払の証明書（領収書）の発行をお願いするしだいでありませう。

なお、医療機関に発行をお願いするのは「死亡診断書」、「傷病診断書」及び「医療費領収書」であります。犯罪被害者という点に鑑み、その取り扱い方よろしくお願い申し上げます。

今回の改正の主な内容は下記の通りであります。

記

I. 重傷病給付金の申請

申請は被害者本人が警察を通じて行う。

特に、性犯罪被害者につきましては、担当の女性警察官を同行して受診する。

1. 対象者（支給を受けられる人）

犯罪行為によって、重傷病を負った被害者本人

加療1か月以上・入院3日以上を要する負傷

加療1か月以上・入院3日以上を要する疾病

（精神疾患の場合は、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度）

2. 重傷病給付金の額及び期間

医療保険の自己負担額に相当する額

負傷・疾病にかかった日から1年間

3. 他の公費との調整（他公費優先）

医療保険の自己負担額に相当する額を他の公費が負担した場合は、その負担額を控除した額

〔他の公費〕

a 労働者災害補償保険法による療養補償給付等の災害補償関係法令による給付

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給等の公費負担医療による給付

c 独立行政法人日本スポーツ振興センター法による医療費

d 地方公共団体の条例に基づいて行われる医療費助成制度による給付

e 自動車損害賠償保障法の規定する政府の自動車損害賠償保障事業からの傷害による損害についての給付

II. 障害者給付金の申請

1. 支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人（障害等級：第1級（常時介護）～第14級）

2. 申請に必要な書類

身体上の障害の部位及び状態に関する診断書等（診断書様式及び料金は医療機関の自由）

III. 遺族給付金の申請

1. 支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

2. 犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合

重傷病給付金と同様、1年を限度として医療保険の自己負担分と休業損害を考慮した額の合計額

3. 申請に必要な書類

死亡診断書

医療費の自己負担額の証明書（「医療費領収書」、様式2及び様式5）

休業日の数を証明できる書類

IV. 医療機関が関与する部分

変更されたのは下線部分のみ

(1) 診断書

申請のための傷病診断書（診断書料は医療機関の自由）

様式は2種類あるが、これに準ずる様式で可

様式1-1（身体疾患用）

傷病の状態欄に「負傷又は疾病の療養のため勤勞することができなかつたと認められる期間」が追加された

様式1-2（精神疾患用）

傷病の状態欄に「Ⅳ 療養のため勤勞することができなかつたと認められる期間」が追加された

両様式とも、「現在の状態（治ゆ、継続、転医、中止、死亡）」欄が追加された

(2) 医療費領収書（証明書）

健保の領収書と重複するが、この領収書は領収の意味ではなく、公費（現金給付）を受けるために医療保険の自己負担額を支払ったことを証明するための領収書（証明書）。

診療月毎に発行。

様式2 医療費領収書（証明書）

被害者が医療保険の自己負担額を払った後、療養費払い（公費）として償還（現金）を受けるためのもの。

様式は様式2の内容が分かるものであれば、様式は問わない。領収の文字を消して証明と記載しても可。

（様式2は医療費控除に使用するものではない。）

(3) 障害給付金の申請のための診断書

(4) 遺族給付金の申請のための死亡診断書

傷病診断書 様式 1-1

氏名	姓・名
生年月日	年 月 日 (歳)
住居	
勤務日数	年 月 日
勤務内容	業種の名称 業務の名称 勤務時間 就業時間
入院施設別名	病名 病室 病棟 病室 病棟
発病の経過	傷病発生から発病の経過及び治療の経過を記入してください。 傷病又は疾病の療養のため期間が定められた期間 年 月 日 から 年 月 日まで

上記のとおり記載します。
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日

※1 「発病日」は発病した日を指します。
※2 傷病又は疾病の療養のため期間が定められた期間に限り、発病日から1年を経過して発病認定の趣意を有する場合は、「継続」にのみ対応して可です。
※3 この傷病診断書は、遺族給付金の申請に使用されるものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の記載は限りません。

遺族診断書 様式 1-2

氏名	姓・名
生年月日	年 月 日 (歳)
住所	
勤務日数	年 月 日
勤務内容	業種の名称 業務の名称 勤務時間 就業時間
発病期間	年 月 日 から 年 月 日 期間、年 月 日 発病
病名	ICD-10 F 〇〇〇〇 ICD-10 P 〇〇〇〇
発病の経過	傷病又は疾病の療養のため期間が定められた期間に限り、発病日から1年を経過して発病認定の趣意を有する場合は、「継続」にのみ対応して可です。 この傷病診断書は、遺族給付金の申請に使用されるものです。 なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の記載は限りません。

上記のとおり記載します。
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日
医師 年 月 日

※1 「発病日」は発病した日を指します。
※2 傷病又は疾病の療養のため期間が定められた期間に限り、発病日から1年を経過して発病認定の趣意を有する場合は、「継続」にのみ対応して可です。
※3 この傷病診断書は、遺族給付金の申請に使用されるものです。
なお、上記の内容が分かるものであれば、傷病診断書の記載は限りません。



お知らせ

「禁煙指導医・講演医」養成のための 講習会開催について

標記の講習会を本会と地区医師会の共催で下記のとおり開催いたしますので、ご案内致します。

本講習会は、会員ご自身の所属地区医師会に関わり無く、東・中・西部の3会場で開催される講習会の何れかに、3年間に少なくとも1回ご出席いただくことが、鳥取県医師会ホームページに禁煙指導医或いは講演医、または双方のお名前を掲載するための条件となりますので、公表を希望される方は必ずご出席下さるようご案内申し上げます。

[東部医師会]

日 時 平成20年8月21日(木) 午後7時～午後8時30分頃
場 所 東部医師会館 鳥取市富安1-62 TEL 0857-22-2782
演題及び講師

「禁煙は世界を救う」

沖縄大学人文学部福祉文化学科 禁煙学講座 教授 山代 寛先生

[中部医師会]

日 時 平成20年7月24日(木) 午後5時30分～午後7時
場 所 中部医師会館 倉吉市旭田町18 TEL 0858-23-1321
演題及び講師

「みんなで取り組む禁煙支援—新時代来る—」

京都府立医科大学医学研究科 地域保健医療疫学教室 学内講師 繁田正子先生

西部医師会開催分については、決定次第お知らせいたします。

日本医師会認定産業医新規申請手続きについて

標記について、平成20年度第2回申請受付期間は、8月5日～9月5日までとなっています。申請される先生は、本会より書類用紙を取り寄せ、事務手続きの都合上、8月29日までに下記によりお申込み下さい。

記

【資格】

- ・日本医師会認定産業医制度指定研修会基礎研修50単位（前期研修14単位、実地研修10単位、後期研修26単位）を修得した者

※前期研修（14単位）については、下記の項目が必須となりますので、各項目に記載されている単位数の研修を必ず修得して下さい。

- (1) 総論 2単位 (2) 健康管理 2単位 (3) メンタルヘルスケア概論 1単位
- (4) 健康保持増進 1単位 (5) 作業環境管理 2単位 (6) 作業管理 2単位
- (7) 有害業務管理 2単位 (8) 産業医活動の実際 2単位

【提出物】

- 1) 日本医師会認定産業医新規申請書
- 2) 産業医学研修手帳（I）
- 3) 審査・登録料 1万円

【問い合わせ先及び書類提出先】

その他、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

TEL (0857) 27-5566 鳥取県医師会事務局（担当：岡本）

鳥取県医師会 産業医基礎前期研修会（7単位）開催のご案内

鳥取県医師会では、鳥取産業保健推進センターとの共催により、日本医師会認定産業医の資格を得ようとする先生方を対象に、次のとおり産業医基礎前期研修会を開催します。受講ご希望の方は、7月29日（火）までにFAX等でお申込下さい（当日の昼食は各自でお願い致します）。

なお、既に日医認定産業医の資格をお持ちの方は、研修単位となりませんのでご留意下さい。

○平成20年8月3日（日）ホテルセントパレス倉吉（倉吉市上井町 TEL 0858-26-8888）

平成20年度鳥取県医師会産業医基礎前期研修会日程

日 時 平成20年8月3日（日）午前9時～午後5時

場 所 ホテルセントパレス倉吉 倉吉市上井町

時 間	演 題 ・ 講 師 職 氏 名	研修区分（前期）
9：00～ 10：00	『総論』 鳥取県医師会理事 吉田真人 先生	(1)総論 【1単位】
10：00～ 11：00	『メンタルヘルス対策』 鳥取産業保健推進センター特別相談員 西田政弘 先生	(3)メンタルヘルス対策 【1単位】
11：00～ 12：00	『有害業務管理』 鳥取産業保健推進センター相談員 米田明真 氏	(7)有害業務管理 【1単位】
12：00～ 12：50	昼 食	
12：50～ 13：50	『健康管理』 鳥取大学医学部環境予防医学分野准教授 尾崎米厚 先生	(2)健康管理 【1単位】
13：50～ 14：50	『作業環境管理』 鳥取産業保健推進センター相談員 芦村 浩 氏	(5)作業環境管理 【1単位】
14：50～ 15：00	休 憩	
15：00～ 16：00	『産業医活動の実際』 鳥取産業保健推進センター相談員 井上雅勝 先生	(8)産業医活動の実際 【1単位】
16：00～ 17：00	『作業管理』 鳥取産業保健推進センター相談員 松浦喜房 先生	(6)作業管理 【1単位】

この研修会は、日医認定産業医制度及び産業医学振興財団の委託による研修会で、研修内容は前頁のとおりです。研修単位は1講演が1単位で、全てを受講すると基礎前期研修7単位を取得することが出来ます。日医「認定産業医」取得のためには、この前期研修7単位を含め、基礎研修50単位（前期研修14単位〈必修〉・実地研修10単位・後期研修26単位）を必要とします。

受講料は、鳥取県医師会産業医部会員以外の先生からは3,000円頂きますので、これから日医認定産業医を目指す先生は、鳥取県医師会産業医部会（年会費：2,000円）への入会をお願い致します。今後は、県内及び県外の産業医研修会開催情報をお知らせします。

また、産業医学研修手帳をお持ちでない方は、当日お渡し致します。

【申込先及び問い合わせ先】

[TEL] 0857-27-5566 [FAX] 0857-29-1578

[E-mail] kenishikai@tottori.med.or.jp

〈担当〉鳥取県医師会事務局 岡本

産業医学振興財団 産業医学専門講習会のご案内

日 時	平成20年10月11日（土）～13日（月）3日間
会 場	大阪市立大学医学部（大阪市阿倍野区旭町1-4-3）
主 催	産業医学振興財団・大阪市立大学医学部医師会
対 象 者	日本医師会認定産業医等
受 講 料	30,000円（テキスト、資料代を含む）
単 位 数	生涯研修20単位（更新3単位・実地4.5単位・専門12.5単位） ※基礎研修の単位は取得できません。
定 員	240名（定員超過の場合は更新期限が迫っている方を優先）
申込方法	（1）専用申込書をFAXで申し込む（県医師会事務局にあります） （2）産業医学振興財団HP（ http://www.zsisz.or.jp ）から申し込む
問合せ先	鳥取県医師会担当：岡本 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

平成20年度 医療関係機関等を対象にした「特別管理産業 廃棄物管理責任者」資格取得講習会開催・募集案内

日本医師会

- 事務の方でも、1日の講習で廃棄物処理法規定の資格が取れます。
- 不法投棄などにも巻き込まれないように院長のサポートのためにも、この機会にぜひ事務の方等の受講をお願いいたします。
- 「特別管理産業廃棄物管理責任者」は、必ず医療機関に1人置かなければなりません。
- 感染性廃棄物に関する知識習得の機会をつくりました。

廃棄物処理法は複雑で難解なため、自分のところはまさかと思って各地で委託処理違反、マニフェスト違反などが起きています。

(一昨年、去る都道府県で350医療機関が不適正処理で摘発されるなど、各地で起きており、平成18年で不法投棄もまだ554件、不法投棄量は13.1万トンあります。)

- 今回事件となっている針の使い回しが、いかに危険なことかなどを感染の基礎で学びます。
- 他の分野では、特別管理産業廃棄物を扱う場合は、必ず、講習を受けて、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を事業場に1人は置かなければなりません。

ところが、この法律ができた当初、医療機関全てに対して受講を要請することによる混乱回避のためか、特例で医師等は資格要件があったため、医師は、複雑な廃棄物処理法を習得する機会もないまま、資格があると管理責任者になっております。このような危険なことは、他の分野にはありません。資格があるからと油断していると法律が毎年のように改正になり、理解しにくい法律であるため、事件に巻き込まれたりしております。今年も逮捕者がでております。病院では、感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物も排出されます。これは、講習会を受けなければ、医師には資格がありません。

基本的に1医療機関に一人は、きちんと講習を受けた特別管理産業廃棄物管理責任者の資格者がいなければなりません。この機会にぜひ、ご自分、または他の方でも、必ず1人は、講習会を受講されますようお願いいたします。

日本医師会では、(財)日本産業廃棄物処理振興センターと共催で18年度末より新たに医療関係機関等の事務職員も廃棄物処理法で規定される資格を取得できる講習会を設けました。受講の資格は問いません。受講料12,000円。

今年度は、下記のとおり、各ブロックで計10会場での開催を予定しております。

受講希望者は、申込み手順を良くお読みになって、受付機関から「受講の手引き」(申込書類他)を入手の上、お申込みください。

受講申込は、受付機関に電話等で問い合わせ下さい。

日本医師会ホームページに申し込み手順等を掲載しております。(HP:PICK UPのコーナー)

開催前になりますと定員に達し、受講ができない場合があります。手続きの時間の余裕をみて、お早めにお申込下さい。

**平成20年度 医療関係機関等を対象にした
「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習会 開催予定**

開催会場・受付機関一覧表（ブロック順）

（定員各150名）

開催地	開催期日	会場名	受付機関
北海道	9月8日(月)	札幌市・北海道経済センター	(社)北海道産業廃棄物協会 TEL 011-864-7744
岩手	10月29日(水)	盛岡市・アイーナ (いわて県民情報交流センター)	(社)岩手県産業廃棄物協会 TEL 019-625-2201
埼玉	平成21年1月29日(木)	さいたま市・さいたま共済会館	(社)埼玉県産業廃棄物協会 TEL 048-822-3134
東京	9月25日(木)	新宿・ベルサール西新宿	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-5283-5455
新潟	11月5日(水)	新潟市・新潟グランドホテル	(社)新潟県産業廃棄物協会 TEL 025-246-9288
愛知	12月16日(火)	名古屋市・名古屋国際会議場	(社)愛知県産業廃棄物協会 TEL 052-332-0346
大阪	平成21年1月19日(月)	大阪市・大阪府農林会館	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016
岡山	12月10日(水)	岡山市・岡山商工会議所	(社)岡山県産業廃棄物協会 TEL 086-254-9383
愛媛	平成21年2月18日(水)	松山市・JA愛媛 (リジェール松山)	(社)愛媛県産業廃棄物協会 TEL 089-986-3450
福岡	平成21年3月4日(水)	福岡市・福岡県中小企業振興センター	(社)福岡県産業廃棄物協会 TEL 092-651-0171

講習会概要

1 講習内容等（講習期間1日：午前9時～午後5時）

- 感染に関する基礎知識
- 感染性廃棄物等関係法規
- 感染性廃棄物等処理計画と管理
- 修了試験

2 受講料 12,000円（税込）（テキスト代を含む。）

3 修了証 講習受講後の修了試験に合格すると日本医師会長・（財）日本産業廃棄物処理振興センター理事長連名の修了証授与
この修了証が、廃棄物処理法第12の2 施行規則第8条の17に規定される特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件となる。

4 生涯教育制度参加証の発行

医師の方には、講習会への1回の出席につき5単位の日本医師会生涯教育制度参加証を発行しておりますのでお受取ください。

5 主催 (社) 日本医師会、(財) 日本産業廃棄物処理振興センター
実施協力団体 (社) 全国産業廃棄物連合会、各都道府県にある産業廃棄物協会

問合せ先：日本医師会 地域医療第一課 講習会係 03-3946-2121 内3304
(財) 日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部 03-3668-7311

(申し込み手順他、詳細は、日本医師会ホームページ：PICK UPのコーナーを参照して下さい。)

第21回（平成20年度）健康スポーツ医学講習会開催について

認定健康スポーツ医を希望する医師を対象とした標記講習会が、日本医師会の主催により下記のとおり開催されます。受講希望者は開催要領及び申込用紙につきまして、鳥取県医師会事務局までお問い合わせくださいますようお願い致します。なお、開催要領につきましては、日本医師会雑誌及び日本医師会ホームページにも掲載されます。

記

開催日 [前期] 平成20年10月18日（土）・19日（日）

[後期] 平成20年11月22日（土）・23日（日）

会場 日本医師会館 東京都文京区本駒込2-28-16

【お問い合わせ先】

鳥取県医師会事務局 [TEL] 0857-27-5566 [FAX] 0857-29-1578

日本医師会初級パソコンセミナー開催のお知らせ

日本医師会では、「医師会総合情報ネットワーク」構想の下、医療分野におけるIT化を推進していますが、その一環として、会員の先生方を対象にパソコン操作の基礎技術習得を目的としたセミナーを実施しております。

このセミナーでは、インストラクターによる細やかなサポート体制の下で、標準的なパソコンの初級カリキュラム（インターネット、電子メールの体験）やWordの講習を受講できます。

今般、標記セミナーを鳥取県医師会館で開催することになりましたので、お知らせいたします。セミナー受講希望の先生は、鳥取県医師会事務局までご連絡願います。

参加人数が限られていますので、予定人数に達し次第、申し込みを締め切らせていただきます。ご了承願いますようお願い申し上げます。

◆開催コース（下記の2カリキュラムが1セットです。）

- ・初級パソコンカリキュラム（Windows XP）：パソコン初心者
- ・Word2003基礎（Windows XP）

◆開催日時

	平成20年8月30日（土）	平成20年8月31日（日）
参加者	10名	10名
初級パソコンカリキュラム	午後1時～3時	午前10時～12時
Word2003基礎	午後3時30分～5時30分	午後1時～3時

◆開催場所

鳥取県医師会館 4階会議室 鳥取市戎町317

◆募集人数

両日とも、参加者は10人です。（10人に達した時点で締め切らせていただきます。）

◆対象

日本医師会員

◆参加費用

テキスト代を含め無料。

◆参加申し込み先

鳥取県医師会事務局（担当：小林）TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

平成20年度中国地区学校医大会

標記の大会が、次のとおり開催されますのでご案内申し上げます。

1. 日 時 平成20年 8月24日（日）13：00～16：20
2. 場 所 島根県医師会館 3階 講堂 松江市袖師町1-31 TEL 0852-21-3454
3. 日 程

敬称略

- 13：00 開会；島根県医師会理事
- 13：00～13：15 挨拶；島根県医師会長 田代 収
祝辞；日本医師会長 唐澤 祥人
；島根県教育委員会教育長 藤原 義光
- 13：20～14：20 各県研究発表（1県10分）5題予定
- 14：20～14：35 休憩
- 14：35～15：35 特別講演（1） 島根大学医学部整形外科教授 内尾 祐司
- 15：35～16：15 特別講演（2） 日本医師会常任理事 内田 健夫
- 16：15～16：20 次期担当県医師会長挨拶
- 16：20 閉会



赤いハートの鼻を持つ白いクマは、日本医師会のキャラクターです。

白い体は白衣を、トレードマークの赤いハートは血液（生命力の象徴）と心臓（慈悲のシンボル）を表しています。

鳥取県民間被害者支援団体寄付金（賛助会費）報告

この度、ご案内いたしました標記支援団体の寄付金（賛助会費）につきまして、多くの先生方よりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。

「とっとり民間被害者支援センター」は去る6月2日、鳥取市安長の免許センター内に事務所を開設し、業務を開始しました。また、ボランティアによる支援員の研修も始まっており、10月1日の本格稼働に向けて順調に準備が進んでおりますことをご報告致します。

ここに会員各位のご厚志に厚く御礼申し上げ、ご芳名を掲載させていただき、感謝とさせていただきます。なお、氏名等の掲載を希望されない会員からの寄付金も含まれております。

（6月27日受付分まで）

ご芳名（敬称略）

東 部

明穂 政裕	安陪 隆明	医療法人アスピオス	石谷 暢男	板倉 和資	稲中 義幸	乾 俊彦
井上 雅勝	入江 宏一	上山 奎自	太田 匡彦	大津 千晴	岡田 克夫	岡田 絃司
奥田 浩史	桶川 了二	尾崎病院	尾崎 真人	尾崎 行男	柿坂 俊武	片山 正見
加藤整形外科医院	川口 俊夫	岸田 剛一	桑田 岩雄	高 勇吉	桜井 克彦	佐々木知啓
宍戸医院	清水 雅彦	田口 俊章	田中 清	中塚嘉津江	中村 勇夫	中山 裕雄
縄田 隆平	野口 和男	野津 史博	橋口 政弘	メンタルリカバリーセンター	幡病院	林 裕史
深澤 哲	福永 康作	堀内 正人	松岡 京子	松下 公紀	宮崎 博実	宮本 二郎
山脇美登里	湯村 純子	吉田 真人	米本 哲人	渡辺病院		山根 俊樹

中 部

天野 道磨	池田 宣之	井東医院	伊藤 文利	入江 正昭	浦辺 朋子	大津 敬一	岡本 博文
音田 誠一	清水 正人	鳥飼 高嗣	南場正一郎	野島 丈夫	福羅 充雄	藤井 武親	増田 昇
宮石 典浩	森廣 敬一	森本 益雄	山上 英明	湯川 喜美	吉中 正人		

西 部

荒川耳鼻咽喉科	荒木 和代	池淵 滋雄	板倉 奨	井庭 信幸	岩本 好吉	うえます内科小児科クリニック
魚谷 純	梅原 俊介	岡崎 幸男	岡空謙之輔	越智 勤	皆生病院	笠木 正明
岸本 朗	木下 大吉	来海 秀和	國頭 七重	倉元 義人	栗原 達郎	清水 康之
真誠会セントラルクリニック		瀬口 正史	大山リハビリテーション病院		竹内医院	立川 拓也
中尾 圭介	母と子の長田産科婦人科クリニック		中西 祥治	永原 裕	南家 邦夫	根津 勝
野坂 美仁	博愛病院	長谷川柳三	浜崎 豊	浜副 薫	飛田 義信	細田 明秀
松本 拾	見尾 保幸	矢崎 誠一	山内 教宏	山口 研一	山本 泰久	米子中海病院
渡部陽一郎						米川 正夫

合 計 688,000円

鳥取県健康対策協議会従事者講習会等のご案内

大腸がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成20年8月9日（土）午後4時～午後6時
場 所 鳥取県健康会館（鳥取県医師会館） 鳥取市戎町 電話（0857）27-5566
内 容

- (1) 講演 「苦痛のない大腸内視鏡検査をめざして」
講師 鳥取赤十字病院第1内科部長 田中久雄先生
 - (2) 症例検討
- (1) 大腸がん検診精密検査医療機関登録及び大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録条件
- 1) 大腸がん検診従事者講習会を少なくとも3年に1度は受講すること。
 - 2) 大腸がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得すること。
 - 3) 更新手続きは平成22年度中に行います。
- (2) 大腸がん検診精密検査医療機関登録点数 5点
大腸がん検診注腸X線検査医療機関登録点数 5点

乳がん検診従事者講習会及び症例研究会

日 時 平成20年8月23日（土）
午後4時～午後5時 講演
午後5時～午後6時 症例検討会、一次検診医登録講習
場 所 鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町 電話（0858）23-1321
内 容

- (1) 乳がん検診従事者講習会
演題未定
島根大学医学部附属病院乳腺・内分泌外科講師 板倉正幸先生
 - (2) 第16回鳥取県検診発見乳がん症例検討会
 - (3) 一次検診医登録講習
- (1) 乳がん検診精密検査医療機関登録条件
- 1) 乳がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に20点以上取得すること。
 - 2) 更新手続きは平成22年度中に行います。
- (2) 乳がん医療機関検診一次検診医登録条件
- 1) 過去3年間に、乳がん検診従事者講習会等の受講点数を12点以上取得し、また、乳がん検診従事者講習会及び鳥取県発見乳がん症例検討会に必ず1回は出席していること。新規に登録される方は、一次検診医登録講習会も受講すること。

- 2) 更新手続きは平成20年度中に行います。
- (3) 乳がん検診精密検査医療機関登録点数 5点
乳がん医療機関検診一次検診医登録点数 5点

特定健診従事者講習会

日 時 平成20年 8月30日 (土) 午後4時～午後5時
場 所 鳥取県中部医師会館 倉吉市旭田町 電話 (0858) 23-1321
講 演 「特定健診・特定保健指導」
講 師 鳥取県医師会常任理事 天野道磨先生

※平成19年度までは基本健康診査従事者講習会としておりましたが、平成20年度は「特定健診従事者講習会」に名称変更致しました。

次回の更新時期

名 称	現在の登録期間	次回更新 手続き時期	従事者講習会等 受講点数対象期間
胃がん検診精密検査	H18.4.1～H21.3.31	H20年度中	H18.4.1～H21.3.31
子宮がん検診精密検査	H18.4.1～H21.3.31	H20年度中	H18.4.1～H21.3.31
肺がん検診精密検査	H20.4.1～H23.3.31	H22年度中	H20.4.1～H23.3.31
乳がん検診精密検査	H20.4.1～H23.3.31	H22年度中	H20.4.1～H23.3.31
大腸がん検診精密検査 (注腸X線)	H20.4.1～H23.3.31	H22年度中	H20.4.1～H23.3.31
肝臓がん検診精密検査	H19.4.1～H22.3.31	H21年度中	H19.4.1～H22.3.31
肺がん一次検診	H20.4.1～H23.3.31	H22年度中	
乳がん一次検診	H18.4.1～H21.3.31	H20年度中	H18.4.1～H21.3.31

鳥取県医師会腫瘍調査部報告（6月分）

毎月腫瘍登録の届け出を頂き有り難うございます。

腫瘍占拠部位については、臓器内の部位によりICD番号が異なりますのでなるべく詳しく記載して下さい。但し、新規登録件数には、既登録分（含他医療機関届出分）や県外居住者分は含まれません。なお、多重がんについては判定が煩雑なため、2008年分のみ含まれます。

（1）施設別登録件数（含重複例）

登録施設名	件数	新規登録件数
山陰労災病院	105	66
鳥取県立中央病院	63	51
鳥取県立厚生病院	58	40
鳥大医学部附属病院	38	32
鳥取市立病院	37	30
野島病院	11	6
野の花診療所	7	2
藤井政雄記念病院	5	3
中部医師会立三朝温泉病院	4	2
越智内科医院	4	4
林医院（用瀬町）	2	2
新田外科胃腸科病院	2	2
たちかわ耳鼻咽喉科	2	2
清水内科医院	1	1
福田内科医院	1	0
前田医院	1	1
米本内科	1	1
よろず医院	1	1
瀬川医院	1	0
せいきょう倉吉診療所	1	1
土井医院	1	1
小酒外科医院	1	1
下山医院	1	1
佐々木医院（大山町）	1	1
伯耆中央病院	1	1
合計	350	252

（2）部位別登録件数（含重複例）

部位	件数	新規登録件数
口腔・咽頭癌	1	1
食道癌	16	14
胃癌	116	85
十二指腸癌	1	1
結腸癌	13	9
直腸癌	13	9
肝臓癌	25	19
胆嚢・胆管癌	13	9
膵臓癌	14	11
喉頭癌	4	3
肺癌	26	14
皮膚癌	7	6
腹膜癌	1	1
軟部組織癌	2	1
乳癌	17	14
小陰唇癌	1	1
子宮癌	11	7
卵巣癌	5	3
前立腺癌	15	11
精巣癌	1	1
腎臓癌	10	3
膀胱癌	10	5
脳腫瘍	3	3
甲状腺癌	2	2
原発不明癌	2	1
リンパ腫	7	5
骨髄腫	3	3
白血病	4	4
髄膜腫	4	3
下垂体腫瘍	1	1
骨髄異形成症候群	2	2
合計	350	252

鳥取県感染症発生動向調査情報（月報）

鳥取県衛生環境研究所

(H20年 6月2日～H20年 6月29日)

1. 報告の多い疾病

(インフルエンザ定点29、小児科定点19、眼科定点3、基幹定点5からの報告数)

(単位：件)

1	感染性胃腸炎	411
2	A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	351
3	手足口病	239
4	ヘルパンギーナ	124
5	水痘	64
6	その他	108

合計 1,297

2. 前回との比較増減

全体の報告数は、1,297件であり、3.7% (50件)の減となった。

〈増加した疾病〉

ヘルパンギーナ [1027%]、手足口病 [81%]、突発性発疹 [26%]。

〈減少した疾病〉

水痘 [46%]、感染性胃腸炎 [33%]。

〈増減のない疾病〉

なし。

※今回 (23週～26週) または前回 (19週～22週) に1週あたり5件以上、報告のあった疾病を対象に計上した。

3. コメント

- ・ヘルパンギーナが増加しています。
- ・手足口病は、ピークを超えたようです。
- ・西部地区での百日咳の患者報告数が、減少してきました。

報告患者数 (20.6.2～20.6.29)

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
インフルエンザ定点数	(12)	(6)	(11)	(29)	
1 インフルエンザ	0	0	2	2	-71%
小児科定点数	(8)	(4)	(7)	(19)	
2 咽頭結膜熱	2	13	4	19	138%
3 A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	188	76	87	351	-7%
4 感染性胃腸炎	189	109	113	411	-33%
5 水痘	30	10	24	64	-46%
6 手足口病	122	90	27	239	81%
7 伝染性紅斑	8	0	2	10	-9%
8 突発性発疹	25	14	9	48	26%
9 百日咳	0	0	10	10	-33%
10 ヘルパンギーナ	40	27	57	124	1027%

区分	東部	中部	西部	計	前回比増減
11 流行性耳下腺炎	9	0	1	10	25%
12 RSウイルス感染症	1	0	1	2	100%
眼科定点数	(1)	(1)	(1)	(3)	
14 急性出血性結膜炎	0	0	0	0	—
15 流行性角結膜炎	1	0	0	1	—
基幹定点数	(2)	(1)	(2)	(5)	
16 細菌性髄膜炎(真菌性を含む)	0	0	1	1	—
17 無菌性髄膜炎	0	0	1	1	-75%
18 マイコプラズマ肺炎	0	4	0	4	0%
19 クラミジア肺炎(オウム病は除く)	0	0	0	0	—
合計	615	343	339	1,297	-4%

夏帽子

米子市 芦立 巖

皐月さつき折々寒き日を交じへすゞらんの花ほ
しいまゝなる

軒下おに生ひたる雑草くさに花咲けば花を愛めづらむ花
羞やしくて

ゆたかにも心満ちたりさつき咲き淡くき紅庭くれなゐを
彩る

花と葉のパステル調の色淡しひなぎくひなげし
夏に入りつつ

黄緑は竹群 山は緑濃しうつつと暗き梅雨に
入りゆく

花色と未だならざる紫陽花の掌てに乗るほどの花
毬固し

庭に住むコロボックルの夏帽子ほたるぶくろの
花は紫

(註) コロボックルⅡアイヌ語、露の下の人の意、アイヌ伝説上の小人こびと
ほたるぶくろⅡききょう科、花季六月

ビール酌む

信生病院 中村 克己
(夢窓)

級友の次々集ひ来る五月

ビール酌む傘寿の友の意気盛ん

灯台の卯月曇の白さかな

海を見るアイスクリーム舐めながら

町若葉妖怪像のここかしこ

(注) 五月下旬、小生の当番で米子医大二期のクラ
ス会(皆生シーサイドホテルに一泊。翌日美
保関、境港等観光)あり。

スーパー白兔

倉吉市 石飛 誠一

水彩の絵筆を水に入れしごと煙突のけむりが空に溶け出づ

九十を過ぎたる老いが軽トラの運転をして病院に来る

わが郷土に学徒動員に反対し大臣辞せる人ありしを知る

シベリアに抑留されしという患者 八十四歳アリセプト服む

因美線にそぐわぬような長き列車スーパー白兔が傾ぎて走る

健康川柳 (5)

鳥取市 塩 宏

病名は と聞けば老いと 医者は言い

医者ほどの 知識に一瞬 むっとする

書き終えて 読めないカルテ 不安です

血圧の 上がり下がりは 医者次第

神様が ゆっくり休めと うつをくれ

寝たきりの 母にからだは 丈夫かと

聞こえない 振りをしている 医者の知恵

体重は 毎日測って 安心だ

病歴に 恋の病と 書いて置く

豆食べて 認知なくまめ に暮せる

水無月

河原町 中塚 嘉津江

県道端芽生えたびわの四兄弟
そこは端近畑へおいでよ

年毎にむくむく伸びるびわの葉の
さらさら鳴ってこの世の春さ

十年^{とせ}経て実を恵みたるびわの実の
ほんのり赤くはつかしげなる

甘茶苗裏の畑に地を占める
あじさいにまじりなやかに咲く

ゆすら梅びわに越されてふてくされ
こんな所であってやるかい

こんなにやく芋びわの足元太陽がほしい
いつの間にやら昇天す

空梅雨に鉢の花菖蒲泣いている
こんな小鉢で咲いてやるかよ

やったぞ！鉢の花菖蒲つぼみをつけた
そらそら肥料だ水もたっぷり

鳥取医学雑誌への投稿論文を募集致します

「鳥取医学雑誌」は、鳥取県医師会が発行する「学術雑誌」で年4回（3月・6月・9月・12月）発行しています。締切日は設けておりません。「受理」となった論文は、発行月に最も近い医学雑誌へ掲載いたします。投稿にあたっては、鳥取医学雑誌に掲載している「投稿規定」をご覧ください。優秀な論文に対しては、定例総会席上「鳥取医学賞」が贈られます。

また、32巻より新設した「興味ある症例」欄への投稿も併せて募集致します。投稿要領は編集委員会へご請求下さい。会員各位の日常診療の参考となる論文のご投稿をお待ちしております。

ご不明の点は、鳥取県医師会・鳥取医学雑誌編集委員会へお問い合わせ下さい。

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会内・鳥取医学雑誌編集委員会
TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578
E-mail igakkai@tottori.med.or.jp

老 爺 心 か ら

—鳥取県医師会報—

南部町 細 田 庸 夫

各都道府県医師会は、夫々独自の広報誌を発行している。最近鳥取県医師会報に「食」シリーズを連載したが、県内医師からの反響は殆ど無く、鳥取県医師会報があまり読まれていないのではないかと考えた。そこで、今回は県医師会報について考えてみる。

手始めに、中国地方他県の県医師会広報誌を比較してみた。

鳥根県医師会ニュース：毎月発行で、今年4月号はB5版43ページ。3ページ分は広告。中国5県で最もコンパクトで、広報に徹した内容で、学術やエッセイ等は載っていない。巻頭言とあとがきも無い。

岡山縣醫師會報：毎月10日と25日の2回発行される。今年の2月10日号は、B5版44ページで、「生涯教育」として学術5論文が載っている。広告は無い。岡山県下全医師会の生涯教育講座名も詳細に載っている。

広島縣醫師會速報：毎月5日、15日、25日の3回発行される。今年の4月25日号は、A4版71ページで、研修会・講習会・会議の詳細な報告がある。常任理事会の報告事項が、役員別に載っている。新聞に載った医療関連ニュース見出し一覧がユニーク。各記事には白黒ながら、実にたくさんの写真が添えてある。広告は載っていない。巻頭言のあとがきも印象的。10日毎の発行で、編集も大変だが、精読も大変。

山口県医師会報：今年の4月号はA4版119ページで、外観とボリュームは鳥取県医師会報に似

るが、表紙はカラー写真。小さな広告が4つ載っている。会議と講演会報告は、詳細な内容で、白黒ながら写真がたくさん入っている。ページ数が通し番号で入っているのがユニークで、4月号は314～433ページ。

東京都医師会雑誌も読んでみた。毎月1回の発行で、今年の3月号は、B5版264ページ。内容は「生涯教育」とした学術論文、講演会報告等がメイン。広告に2ページが割かれている。

「都府県医師会誌から—医療の危機について」の特集的企画があり、「医療の危機」を扱った全国都府県医師会誌から、13編の記事が紹介され、その中には、鳥取県医師会理事・米川正夫先生の巻頭言「医療崩壊の足音」も入っていた。

東京都医師会では、会議報告等の速報は、**都医ニュース**として、タブロイド版10ページの新聞を毎月1回発行している。

鳥取県医師会報：今年の4月号は、A4版120ページで、広告は半ページのみ。内容は役員紹介、代議員会報告、諸会議報告、理事会報告、俳句・短歌・川柳、会員の声、フリーエッセイ、県内医師会報告等、多岐な内容が盛り込んである。他県と比べて、実にバランスが良いが、学術講演会報告は、山陽側3県に比して「手薄」と感じる。

鳥取県医師会報の発行は、毎年の事業計画に盛り込まれ、担当役員が編集に当たる。詳細に探していないので、見落とししたかもしれないが、個別

指導の指摘事項が載っているのは、本県の医師会報だけだった。

医師会報の各種報告の裏の意味は、「免責」である。「そんなことは知らなんだ」「鳥取県医師会報に既に載せてある」。言い換えれば、「読まなか

った方が悪い」となる。

私は最近の保険医療機関、保険医の不祥事を見て、全会員が鳥取県医師会報を精読していたら、防げた可能性があると思っている。

フリーエッセイ

子供が見た先天異常の友達

鳥取市 はまゆう診療所 田中敬子

昭和25年、26年生まれの子どもの学年は、団塊の世代のすぐ後を追い、友達がいっぱい遊びに不自由しなかった。岡山県の田舎の鉾山町柵原（やなはら）で、社宅が密集し当時としては珍しい一戸建て（おおあざ）、一小学校という環境だった。学校にも町にも子供が溢れていた。そのなかで障害のある子もいない子も、みんなそれなりに一緒にあそんだ。障害は、その子の個性だった。いじめをするやつは、「ばかなやつ」とみんなが思う正義感があった。障害を持つ子供は、特殊学級というのがあったが、基本的には同じクラスで過ごすことが多かった。

精神薄弱児、ダウン症など：「子供の表現」をそのまま使うと「すーちゃんは足らん」といいながら、子供会も遊びも団子になって遊んでいた。かくれんぼのときはすぐに見つかるので、よく鬼になっていた。しかし、それがいじめにつながることは無かった。医学部に入り授業や医学の教科書で学んだとき、ダウン独特の顔を見るとすーちゃんやたーちゃんを思い出した。彼らは自立できないので今も田舎で老いた親たちと暮している。

色素異常症、白子：けんちゃんは真っ白い肌、真っ赤な髪の毛と赤い眼をしていた。あだ名は

「外人」だったが、彼は全く気にしていないようだった、また、それがいじめになることはなかった。私のような田舎者は、白黒テレビ、白黒写真の時代に実物の外人を見たことがなかった。けんちゃんは知能も正常で運動能力も良かった。夏休みには毎日学校のプールで一緒に泳いでいた。彼だけは黒く焼けることはなかった。プールサイドでの肌の際立ったその白さが印象に残っている。

胎児性軟骨異常栄養症：としちゃんは、胴体は太く普通の大きさだが、手足が異常に短かった。もちろん、かけっこは遅い、自転車にも乗れない。としちゃんは短い足でひょこひょこ歩いて見せると、彼女は怖い顔をしてにらんでいた。それから誰もそんなことをしなくなった。勉強が良くてきたが、高校に進学しなかった。「勉強してもこんな体では就職もないだろう、それより手に職をつけるほうが良い」と親は言って、洋裁学校に行かせた。今の時代なら、としちゃんの人生も違ったかもしれない。弟は普通の子供で成績優秀で国立大学に進学した。中学校では自転車通学の地域だったが、自転車に乗れないとしちゃんだけは、一人でバス通学をしていた。私は不器用で

恐がりだったので、小学校の5年の終わり頃まで自転車に乗れなかった。5年生で乗れないのは私だけだった。母親が心配して「としちゃんが乗れないのは病気だから仕方がないけど、あんたは普通なんだから乗る練習をなさい」と励まされようやく乗れるようになった。今私が自転車に乗れるのは彼女のおかげかもしれない。

兔唇、口蓋裂：すぎちゃんは当時として珍しかったブロック建築の社宅に住んでいた。近くなのでよく我家に来て「ままごと」をして遊んだ。すぎちゃんは、兔唇と口蓋裂があった。母親はいつも「すぎちゃんの言葉は“ふがふが”と聞こえて何を話しているのか、さっぱりわからん、あんたらは、ようわかるなあ」と不思議がっていた。子供の耳はすごいものだ、鼻に抜ける言葉を異常ともおもわなかった。おかげで口蓋裂の患者さんとの会話に不自由しない。余談だが、柵原鉦山には昭和20年代後半-30年代に多数の秋田を始めとする東北の鉦山労働者が転勤で来ていた、会社の社宅にはいわゆる「ズーズー弁」の人達が多く住んでいた。その人達と私の親は話が通じなかったの、いつも私が通訳をしていた。今でも子供のこ

ろに聞き分けることができた「ズーズー弁」が懐かしい。

ピエールロバン症候群：顎が異常に小さく顎と首が繋がっているように見える。みーちゃんは口角泡を飛ばしものすごく怒る子だった。最初は何を怒っているのか、なぜ怒るのかわからなかった。要するに少しでも自分をばかにしたり見下したりされると許せない、とにかく「怒れ」と親に言われていたようだ。「怒る」ことがその子の生きる力であると親は教えたようだ。中学に入学して出会ったみーちゃんに私の小学校から進学した仲間は彼女に優しく接した。今までの小学校の友達には無かった優しさだと言う。誕生日に招待されて家に行った。親にも障害があり、障害を持って生きることのたいへんさを中学生になって知った。

子供時代に障害を持つ子も健常児も一緒に過ごしたおかげで、医学部で学んだ先天異常をよく理解することができた。今の子供たちは養護学校（特別支援学校）という形で、障害児と切り離されて成長するので、私たちの世代の障害児のとらえかた、接し方と異なるように思う。

そして誰もいなくなる

鳥取市 上田病院 上田 武郎

採血器具問題では幾つか興味深い事に気づかされましたが、それはさすがにちょっと、今、書けません。しかし、あれが無ければもう一ヶ月早く投稿したのにと、些か残念に思います。

①後期高齢者医療制度は小泉政権時代の産物ですが、御記憶の様に一度は流れかけました。代りに医療保険の一元化が浮上したからです。最初は一気に一元化を進める案が優勢でしたが、いつの間にか、まず国保と社保、最後に公務員共済、という二段階案になりました。当然企業側が猛反発

して一元化は葬られました。大変に狡猾な反撃（誰の？）でした。一元化案を思い出させてくれたのは数ヶ月前の毎日新聞のコラムでした。そのコラムによると日医は最終的には一元化に反対したそうですが、私は最近ぼつぼつ健忘症が出て来て、都合良くその辺については覚えていません。財政論議の前に、更めて一元化をすべきではないかと思えます。因みに、片山前知事も同紙上その他で主張されていました。

②現行の研修医制度も小泉内閣時代に提案され

たものように記憶しています。その時には、これは医療の市場開放の為の下準備ではないか、という議論がありました。企業参入の方は形を変えて特定健診・特定指導で始まりました。果してどのくらいの人材がそちらに流れるか分かりませんが、しかしその前に、既存の病院が崩壊し続けています。新しい研修医制度の弊害は早くから医師向けメディアでは伝えられていました。日医の調査は余りにも遅かった。しかも、目立った提言は出ていません。本当にやる気があるのでしょうか？

この問題では私も含めて（私は区分は勤務医ですが、実態は半分以上開業医です）開業医側に深刻さが足らなかったのではないのでしょうか？

その結果、頼みの綱、最終ラインがどこにもないという悪夢さえ荒唐無稽とは言えなくなって来た気がします。あるいはもう手遅れかも知れません。でも、もしも悪化を食い止めるつもりなら、厚労省にこの制度の根本的な見直しを迫るしかないと思います。即刻に、診療報酬に注意を奪われている間に、医療の大きな構図をこれ以上改変されてはいけないと思います。

鳥取県医師会メーリングリストへご参加下さい

鳥取県医師会では、地域における医師会情報・医療情報の共有と会員同士の親睦を目的に、下記の6つの“メーリングリスト”を運営しています。

1. 総合メーリングリスト（話題を限定しない一般的なもの）
2. 連絡用メーリングリスト（医師会からの連絡などに用いるもの）
3. 緊急用メーリングリスト（医師会のサーバが使えない緊急時に用いるもの）
4. パソコンメーリングリスト（パソコンに関連した話題が中心）
5. ORCAメーリングリスト（ORCAに関連した話題が中心）
6. 学校医メーリングリスト（学校医（幼稚園、保育所を含む）に関連した話題が中心）

参加ご希望の方は鳥取県医師会事務局までご連絡ください。

通常、1. 2. 3. の三つにセットでご加入いただきます。

またパソコンメーリングリスト・ORCAメーリングリスト・学校医メーリングリストにも参加をご希望でしたらそのようにお申し出ください。

鳥取県医師会（E-mail kenishikai@tottori.med.or.jp）



広報委員 大津千晴

日差しがまぶしい季節となり、日の出も早く、日中の気温も上昇してきました。気温が上昇する時間を避けて早朝や夕方に散歩される方を見かけます。

この度会員が誰でも気軽に参加できるスポーツ行事として、ウォーキングの会、第1回“みんなで歩こう会”が6月7日（土）開催されました。東部医師会館広場に午後7時にスタートして、約3kmを1時間で歩き、午後8時前に栲谷公園に到着、暗闇にふわふわと浮かぶ蛍を30分程度観賞し、解散しました。歩行の爽快感と蛍の光で何とも和んだ一日でした。歩こう会の写真などは東部医師会報に掲載されています。是非ご一読ください。

6月の主な活動、8月の予定を報告いたします。

8月の予定です。

23日 第54回鳥取県東部医師会医学セミナー
 (日本医師会生涯教育講座認定：5単位)
 日 時：平成20年8月23日（土）
 午後6時15分
 場 所：東部医師会館
 参加費：2,000円（予約制）
 (研修医は無料)
 テーマ：炎症性腸疾患のアップデート
 福岡大学筑紫病院 消化器内科
 教授 松井敏幸先生
 福岡大学筑紫病院 消化器外科
 准教授 二見喜太郎先生

6月の主な活動です。

- 5日 会計監査
- 6日 会計監査
- 7日 みんなで歩こう会
- 10日 理事会
- 11日 胃がん検診症例研究会・胃がん内視鏡検診講習会
- 12日 鳥取県医療機関厚生年金基金の現状説明会
- 15日 三師会ゴルフ
- 16日 乳がん検診マンモグラフィ読影委員症例検討会
- 17日 胃疾患研究会
- 18日 小児科医会
- 19日 糖尿病談話会
- 20日 認知症研究会
- 24日 理事会
会報編集委員会
- 25日 学術講演会
演題
『臓器保護を考慮した高血圧併用療法の実際』
川崎医科大学 腎臓内科
准教授 富田奈留也先生
鳥取県産婦人科医会研修会
演題
『Women's HealthとこれからのHRT』
鳥取大学医学部産婦人科学
講師 谷口文紀先生
- 26日 学術講演会

演題

『骨粗鬆症に対する最新の治療方針』

近畿大学医学部奈良病院 整形外科・リウマチ科 教授 宗圓 聰先生

28日 東部医師会代議員会及び総会
特別講演

演題

『心臓大血管外科治療の現況』

鳥取大学医学部器官再生外科
鳥取大学医学部附属病院 第二外科診療群
心臓血管外科 教授 西村元延先生



広報委員 石津吉彦

蒸し暑い日々が続いておりますが、皆様どのような健康法で対処されていますでしょうか？ 小生は、取りあえず良く寝ること、消化の良いものを食べ、アルコールは控えめに…くらいです。

この4月から特定健診制度が始まった…はずなのですが流れが全く分かりません。国保分の一部の市町村から説明がありましたが、政府管掌健康保険など支払基金分はどうなっているのか、よく分かりません。本当にもう始まっているのでしょうか？ こちらもオンライン請求がメインのようですが、請求用ソフトも使えるのかどうか怪しい部分もあり、不安が募ります。なんだか、気持ち悪いですね。

暑くなると省エネ！の根性が徐々に萎えてくる軟弱な意思の持ち主ですが、オフの日にはできるだけエアコンを使わずに過ごそうと思っております。

6月の中部医師会の活動を報告いたします。

- 12日 三志会合同講演会
「ビスホスホネート治療の最前線と問題点」
～顎骨壊死への対応～
鳥取大学医学部保健学科 教授 リハビリテーション部 部長 萩野 浩先生
- 13日 臨時理事会
講演会
「C型肝炎の診断と治療」
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 消化器・肝臓内科学 教授 山本和秀先生
- 14日 中部外科医会
- 16日 胸部疾患研究会
- 17日 小児科懇話会
- 19日 講演会
「学校現場におけるスポーツ傷害の予防と治療」
山陰労災病院整形外科 縄田耕二先生
- 26日 消化器病研究会
- 27日 臨時総会



西部医師会

広報委員 阿部博章

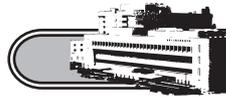
梅雨に入ったと思ったらむしろ雨が減ったような、雨が降らなくなってから随分経ちますがまだ山陰の梅雨明け宣言はありません。今年もまた気象庁泣かせの天気のようにです。しかも梅雨といっても降る雨は南方のスコールのように、やはり地球温暖化は本当なのかと思いたくなります。我々の子や孫の時代に地球はどうなっているかは定かではありませんが、医療も確実に崩壊に向かっていようようです。

BLS（一次救命処置）講習会を開催しました。昨年に引き続きの開催です。汗だくになって「見て、聞いて、感じて…呼吸していません。心停止です。119番通報とAEDを持って来ててください。」迫真の演技で実習をしました。

西部医師会 6月の会議・研究会・講演会等です。

- 6日 整形外科合同カンファレンス
第3回地域医療連携パスを考える会
「がん地域連携クリティカルパス導入・運用と今後の進歩について—胃大腸がんでの経験を基に一—」
- 7日 第31回鳥取県糖尿病談話会
「川井クリニックにおける糖尿病診療とそのアウトカム（CoDic-MSを用いて）」
- 9日 学術講演会
「—C型肝炎治療～遺伝子から医療連携まで—」
米子洋漢統合医療研究会
- 10日 消化管研究会

- 11日 第32回西部在宅ケア研究会
「目から鱗の車いすの選び方～本当は怖い標準型～」
第432回小児診療懇話会
- 12日 第102回米子消化器手術検討会
- 16日 第59回鳥取県西部医師会定例代議員会
平成20年度第1回鳥取県西部医師会臨時総会
- 17日 肝・胆・膵研究会
- 19日 鳥取県臨床皮膚科医会
「爪白癬治療における臨床効果と患者満足度の検討」
- 20日 西部医師会臨床内科医会「例会」
「造血幹細胞移植の現状」
第367回山陰消化器研究会
第10回生活習慣病研究講演会
「グリニド薬の新たなインスリン分泌機構の発見」
「心・腎を考慮した高血圧治療」
- 22日 鳥取県医師会春季医学会
- 23日 定例理事会
- 24日 消化管研究会
- 25日 臨床内科研究会
第3回中海消化器懇話会
- 26日 博愛病院臨床懇話会
「求められる栄養管理」—低栄養からメタボリックまで—
BLS（一次救命処置）講習会



広報委員 豊島良太

盛夏の候、この暑さにも負けず先生方におかれましてはご活躍のことと存じます。

さて、6月の医学部医師会の動きをご報告いたします。

1. ラムサール条約湿地 中海・宍道湖一斉清掃に参加

6月8日(日)今年も、米子キャンパスに接する中海の一斉清掃に米子キャンパスをあげて参加しました。夏のような陽気の中で、揃いの医学部オリジナルTシャツを着た約60人の学生と、子どもと一緒に参加した者も含む約40名の教職員が日頃親しんでいる湊山公園の護岸の清掃に汗を流しました。

この日は、1,200人の市民が参加し、2トンものゴミが集まったそうです。

2. 高校生の体験入学を実施

6月20日(金)鳥取県の八頭高校から生徒17名の体験入学者を受け入れました。

このうち生命機能研究支援センターの体験入学の14名は、顕微鏡による生きた細胞の観察や、染色体の観察を行いました。また、自分の口の粘膜

細胞からDNAを抽出して加工したものをペンダントにして持ち帰る体験に、科学の入り口を覗いた生徒たちは目を輝かせていました。生徒の一人は「医学部の雰囲気味わえて、とても楽しかった。進路の参考にしたい。」と語ってくれました。

3. 医学部公開講座を開講

6月28日(土)から開始した今年の医学部公開講座は、健康な暮らしを送るために生活習慣を見直すことで、できることは何かを一緒に考えましょうとして、「健康生活のススメ」と題して行いました。

3週連続で行う講座の初日は、約100名の一般市民のご出席を得て、「新しく始まった『特定健診・特定保健指導』～何かいい案あるかいね～」と題して、管理栄養士による栄養面からのセルフコントロールのお話と、「健康づくりのための運動療法」と題して病態運動学教員による易しい運動に関するお話をさせていただきました。

参加者からは「嗜好品中心の食事を改めたい。」や「運動の有効性が理解でき、とても興味深かった。」といった声が聞こえました。



6月

県医・会議メモ

- 5日(木) 都道府県医師会生涯教育担当理事連絡協議会 [日医]
- 6日(金) 全国メディカルコントロール協議会連絡会 [東京都港区・東京三田共用会議所]
- 10日(火) 日医役員就任披露パーティー [東京都千代田区・帝国ホテル東京]
- 12日(木) 第2回常任理事会
- ♪ 鳥取県後期高齢者医療審査会 [県庁]
- 13日(金) 鳥取大学経営協議会 [鳥取大学]
- 16日(月) 鳥取県がん診療連系協議会 [鳥取大学医学部附属病院]
- 17日(火) 鳥取県保険者協議会 [東部総合事務所]
- 18日(水) 将来ビジョン懇話会 [県庁]
- ♪ 鳥取県病院協会総会 [ホテルセントパレス倉吉]
- 19日(木) 鳥取県新型インフルエンザ医療対応連絡会議 [中部総合事務所]
- ♪ 第197回鳥取県医師会公開健康講座
- 22日(日) 春季医学会 [西部医師会館]
- ♪ 医師会活動説明会 [県民ふれあい会館]
- 24日(火) 県立病院運営評議会 [県庁]
- 26日(木) 鳥取県後期高齢者医療審査会 [県庁]
- ♪ 第3回理事会
 - ♪ 平成20年度監事会
 - ♪ 鳥取県公衆衛生協会理事会
 - ♪ 「アレルギー疾患用学校生活管理指導表の運用方法」について打合せ会
- 29日(日) 医師会活動説明会 [米子コンベンションセンター]
- ♪ 鳥取県看護協会総会 [看護研修センター]
-

会員消息

〈入 会〉

坪井麻理子	皆生温泉病院	20. 4. 1	庄司 洋子	藤井政雄記念病院	20. 6. 8
長田 泉美	鳥取大学医学部	20. 4. 1	野口圭太郎	米子医療センター	20. 6. 30
上平 聰	鳥取県立厚生病院	20. 6. 1	深田 民人	鳥取県立厚生病院	20. 6. 30
吉田 光雄	北岡病院	20. 6. 1	〈異 動〉		
庄司 洋子	米子東病院	20. 6. 9	長谷川晴己	鳥取市古市50 ↓ 鳥取市立病院	20. 4. 1
井上 雅史	博愛病院	20. 7. 1			

〈退 会〉

芦田 泰 大山町国民健康保険大山診療所 20. 5. 31

保険医療機関の登録指定、異動

保険医療機関の廃止

竹田内科医院	米 子 市	20. 3. 31	廃	止
竹原皮膚科医院	鳥 取 市	20. 4. 30	廃	止

生活保護法による医療機関の廃止

竹原皮膚科医院	鳥 取 市	713	20. 4. 30	廃	止
早田産婦人科クリニック	鳥 取 市	887	20. 4. 30	廃	止

感染症法の規定による結核指定医療機関の辞退

日野保健所	日 野 郡	20. 4. 1	辞	退
-------	-------	----------	---	---

原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の辞退

竹田内科医院	米 子 市	20. 3. 31	辞	退
--------	-------	-----------	---	---

暑中お見舞い申し上げます。地球温暖化の影響でしょうか、梅雨明け宣言のないまま、雨も降らなく、連日の猛暑にはいささか身にこたえます。「北海道洞爺湖サミット」も、議論の分かれるところですが、不消化に終わった感があります。将来を見据えた最重要な課題とはいえ、「40年先の2050年に温室効果ガスの半減」といわれても、遠い先のことでなかなか現実のことと思えません。現実的な緊急課題として、食料不足やガソリンの値上げ等の問題もおおいに議論されてもよかったですのではと思われま

す。7月に入って直ぐの7月5日(土)、平成20年度鳥取県医師会定例総会が開催され、米寿祝・喜寿祝と鳥取医学賞の贈呈がありました。また、鳥取医学賞受賞の山本雅司先生の講演、そして、お招きした日本医師会副会長竹嶋康弘先生の特別講演がありました。表彰されました皆様、おめでとうございます。

今月の巻頭言では、神鳥高世常任理事が「広報を考える」と題して、担当理事としての抱負を述べておられます。「鳥取県医師会報」は日本医師会の動向から始まり、県医師会の各分野の活動に至るまで幅広く発信していますが、抱負を通じて、会員の皆様に関心を持って読んでいただける「鳥取県医師会報」作りを目指しているのか、その一端がうかがわれます。

広報のあり方にも関連した最近の問題としては、「後期高齢者(長寿者)医療制度」や「採血器具」(今月号に改めて、「真空採決管ホルダーの取り扱いについて」通知を掲載)等の件があります。「後期高齢者(長寿者)医療制度」については、制度そのものの不備もありま

ができてから施行までの間の情報の周知不足が大きな混乱を生じた原因と思われま

す。「採血器具」についても然り、通知情報を掲載しても読んでいただかなくては何にもなりません。後になって知らなかったでは済まされないのが、昨今の厳しい医療情勢です。タイムリーといえますか、「会員の声」で、細田庸夫先生から各都道府県の医師会報の比較をしていただきました。私もこの4月よりお世話する仲間に入れていただき、数県の医師会報を読む機会がありますが、ご指摘のとおり、各県医師会さままで、月3回も発行している広島県医師会速報に関心を持って見ていました。当医師会報に対してのおほめの言葉・ご批判・ご意見をいただきましたので、今後の会報の編集に役立てていきたいと思

います。貴重なご意見有難うございました。ぜひ目を通していただきたい記事として、日本医師会が生涯教育の一環として創設しようとしています「総合診療医(仮称)制度」についての報告です。まだまだ検討の段階ですが、今後の過程をしっかりと見守っていく必要があります。当然、本会報としても情報を発信していきます。

歌壇・俳壇・柳壇のコーナーにいつもご投稿していただく芦立巖先生、中村克己先生、石飛誠一先生、塩宏先生、中塚嘉津江先生、ありがとうございます。ご趣味とはいえ、定期的な投稿となると大変なことと察します。また、フリーエッセイにご投稿いただいた田中敬子先生、上田武郎先生、有難うございました。興味深く拝読させていただきました。

編集委員 山家 武

鳥取県医師会報の全文は、鳥取県医師会ホームページでもご覧頂けます。

<http://www.tottori.med.or.jp/>

鳥取県医師会報 第637号・平成20年7月15日発行(毎月1回15日発行)

会報編集委員会：神鳥高世・渡辺 憲・天野道磨・山家 武・秋藤洋一・中安弘幸・山口由美

● 発行者 社団法人 鳥取県医師会 ● 編集発行人 岡本公男 ● 印刷 今井印刷(株)

〒680-8585 鳥取市戎町317番地 TEL 0857-27-5566 FAX 0857-29-1578

E-mail: kenishikai@tottori.med.or.jp URL: <http://www.tottori.med.or.jp/>

〒683-0103

鳥取県米子市富益町8

定価 1部500円(但し、本会会員の購読料は会費に含まれています)

厚生労働省委託事業 日本医師会女性医師バンク

日本医師会女性医師バンクは、就業を希望する医師に、条件にあった医療機関を紹介し、勤務環境の調整を含め、採用に至るまでの間の支援を行い、再就業後も様々なご相談に応じます。

日本医師会女性医師バンクの特色

無 料 登録・紹介等、手数料は一切いただきません。

個別対応 就業に関するご相談は、コーディネーター（医師）が、丁寧に対応いたします。

秘密厳守 ご登録いただいた情報は、適正に管理し、秘密は厳守いたします。

日本全国 日本全国の医師、医療機関にご利用いただけます。（会員でない方も登録できます。）

予備登録 今すぐに働く予定のない方もご登録いただけます。

求職（求人）登録票のご請求は、求職者か求人者かを明記し、必要部数及び送付先を記入の上、下記の日本医師会女性医師バンク中央センターへFAXにてお申込ください。

ご連絡・お問い合わせ先 日本医師会女性医師バンク 中央センター

〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日本医師会館B1

TEL 03-3942-6512 FAX 03-3942-7397



ゆったりと、健やかな日々を。

ロンドン郊外

HMG-CoA還元酵素阻害剤
(アトルバスタチンカルシウム水和物錠) 薬価基準収載

リピートル[®]錠 5mg
10mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Lipitor[®]**

胆汁排泄型持続性AT₁受容体ブロッカー
(テルミサルタン) 薬価基準収載

ミカルデイス[®]錠 20mg
40mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Micardis[®]**

経口プロスタサイクリン (PGI₂) 誘導体制剤
(ベラプロストナトリウム錠) 薬価基準収載

ドルナー錠 20μg

劇薬、指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **DORNER[®]**

速効型食後血糖降下剤 (ナテグリニド錠) 薬価基準収載

スターシス[®]錠 30mg
90mg

指定医薬品、処方せん医薬品 (注意—医師等の処方せんにより使用すること) **Starsis[®]**

アステラス製薬株式会社

東京都板橋区蓮根3-17-1

[資料請求先] 本社/ 東京都中央区日本橋本町2-3-11

循環器・糖尿病領域も、アステラス。

■「効能・効果」「用法・用量」「禁忌を含む使用上の注意」等につきましては、製品添付文書をご参照ください。